

平成30年第3回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 平成30年9月10日 午前10時00分 開会
午後 4時15分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	藤井本浩
13番	吉村優子	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	松山善之
教育長	杉澤茂二	企画部長	飯島要介
総務部長	吉村雅央	市民生活部長	松村昇道
市民生活部理事	木村喜哉	都市整備部長	増井良之
産業観光部長	池原博文	保健福祉部長	巽重人
保健福祉部理事	中井浩子	教育部長	岸本俊博
教育委員会理事	吉川正人	上下水道部長	西口昌治
会計管理者	門口昌義		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中井孝明	書記	吉村浩尚
書記	高松和弘	書記	吉留瞳

6. 会議録署名議員 1番 杉本訓規 15番 西川弥三郎

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問 順番	議席 番号	氏 名	質疑方法	質 問 事 項	質問の相手
1	2	梨本 洪珪	一問一答	公共入札について	市 長 担当部長
				公共施設マネジメントについて	市 長 担当部長
				2018年度の葛城市納涼花火大会中止について	市 長 担当部長
2	9	増田 順弘	一問一答	生活道路対策について	市 長 担当部長
				企業及び公共施設の誘致について	市 長 担当部長
3	5	松林 謙司	一問一答	空き家対策及び、ゴミ屋敷対策に係る条例制定について	市 長 担当部長
				まるとまちごとハザードマップの取り組みについて	市 長 担当部長
				『各学校における危機管理マニュアルの手引き改訂』について	市 長 教育長 担当部長
4	3	吉村 始	一問一答	公民館分館などの耐震対策について	市 長 担当部長
				相撲Wi-Fiのさらなる活用について	市 長 担当部長
				全国中学校サッカー大会開催に向けて	市 長 教育長 担当部長
5	12	藤井本 浩	一問一答	小中学校のエアコン設置による効果について	教育長 担当部長
				災害発生時の避難所での水の確保について	市 長 担当部長
6	6	谷原 一安	一問一答	道の駅建設事業不正問題と監査体制の強化について	市 長 担当部長
				葛城市水道事業と安心・安全のまちづくりについて	市 長 担当部長
				高齢者世帯増加にともなうゴミ収集事業のあり方について	担当部長
7	7	内野 悦子	一問一答	防災・安全対策について	市 長 教育長 担当部長
				不妊・不育治療への助成について	市 長 担当部長

8	1	杉本 訓規	一問一答	小中学校クーラー使用状況、熱中症対策について	市 長 教育長 担当部長
				インフルエンザ予防接種について	市 長 担当部長
				学童保育について	市 長 担当部長
9	4	奥本 佳史	一問一答	障がい者雇用水増しについて	担当部長
				葛城アートフェアについて	市 長 担当部長
				しあわせの森の整備について	市 長 担当部長

開 会 午前10時00分

吉村議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより平成30年第3回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る8月29日の通告期限までに通告されましたのは9名であります。質問者は、お手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法は、9名の議員全員が一問一答方式を選択されております。制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて60分とし、反問時間は制限時間には含みません。また、質問回数につきましては制限はございません。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、2番、梨本洪珪君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

2番、梨本洪珪君。

梨本議員 皆様、おはようございます。梨本洪珪です。これから私の一般質問を始めさせていただきます。

始まる前に、先ほどの台風、そして、北海道地震で被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。天災が続いておりますが、被災された皆様、そして、被災地域の方々の一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

それでは、質問の内容に入らせていただきます。私の今回の質問は3つございます。1つ目は、公共入札について。2つ目は、公共施設マネジメントについて。3つ目は、2018年度の葛城市納涼花火大会が中止になった件についてでございます。

これより先は質問席にてさせていただきますので、よろしく願いいたします。

吉村議長 梨本君。

梨本議員 それでは、始めさせていただきます。

私が議員になってもうすぐ1年たちます。4回目の定例会を迎えて、やっと議会の仕組み、それから、行政の仕組みというものが少しずつわかってきたのかなというふうに考えております。しかし、1年生議員にはまだまだわからないことだらけですので、今回は率直にみずから疑問に思うことをぶつけさせていただきたい、意見、考えを述べさせていただきたいと、このように考えております。

私は、3月議会、6月議会では、継続して業務委託契約について質問をさせていただきました。特に1社随契や長期契約について、契約数や内容、法的根拠についてお聞きいたしました。その答弁を聞いた上で、残念ながら、これまでの葛城市の業務委託契約には、担当者の裁量に委ねられた客観性に乏しい運用が散見されること。その結果、不正の温床になりかねないリスクをはらんでいることなど、私の考えをお伝えさせていただきました。その上で、不透明な随意契約の乱用をやめ、原則である競争入札によるべきと意見を述べさせていただきました。

きました。あくまで6月議会では、それが最善であると私自身信じておりました。ところが、7月5日、その考えを根底から揺るがす事件が起きました。官製談合防止法違反の疑いで、葛城市前副市長が逮捕、起訴されたのであります。先週末から裁判も始まっていますが、検察側の主張では、当時の市の都市整備部の幹部ぐるみの不正であったこと、このことが9月7日の初公判で、被告は起訴内容も認めておられます。それまでも道の駅に関する問題は刑事事件に発展していましたが、あくまで情報漏えいです。この官製談合には多くの市民が驚くと同時に、行政に対する不信感はピークに達していると私は感じています。今回は、前回の業務委託契約に関連して、公共入札について質問をさせていただきます。

今年の初め、近隣市の首長さん、この方は民間企業からその市の市長さんになられた方なんですけれども、その方の公演を聞く機会がございました。公演の中で公共入札について、このような問題意識を持っているというお話をされたんです。どんな内容かといいますと、例えば、車を購入する際、民間企業では必要に応じて、必要なのは目的に応じて快適に移動、安全に移動することなんですけれども、民間企業であれば、営業車ならば実用性を考えて、例えばプリウスであるとか、ハイブリッドカー、もしくは、場合によっては軽自動車を選択される場合もあると。一方、行政は入札されるので、そういった車種が非常に安く買えるのかなと、このように考えておられた。ところが、蓋をあけてみると、入札に参加される業者は、皆さんレクサスの入札を入れてくる。民間では2、3百万円ぐらいの価格帯で行われている入札が、行政になると途端に600万円から800万円ぐらいの入札になっている。これは、あくまでたとえ話なんですけれども、その方は、行政の首長になって、民間企業では起こり得なかったことの改善に取り組んでいると、このようなお話でした。

これは、近隣他市の事例ですので、葛城市で同じようなケースが起こっているかどうかは、私にはわかりません。私が聞く範囲では、担当課で仕様書をしっかりつくっている、ちゃんとやっているというふうに聞いておりますので、安心しておりますが、今言ったような職務上の努力を怠ることにより、市民に損害を与えることがあってはなりません。入札の際には、常に最新の相場感、そして、業界動向を把握していただきたいと、このようにお願いしておきます。

今までの話は、善意を持って仕事に取り組んでいても起こり得る話です。ところが、官製談合は、特定の職員が悪意を持って行う、行政の契約事務上、絶対にあってはならない、とんでもない話です。それが私たちの住む葛城市で起こったことに、深い衝撃とやり切れない怒りを感じております。まず、問題が起こった当時の公共入札の手順、その背景についてお聞かせください。

吉村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 皆さん、おはようございます。総務部長の吉村でございます。よろしく願いいたします。それでは、まず、ただいまの質問に対する答弁でございます。

まず、当時の公共入札の手順と背景ということでございますので、ご説明をさせていただきます。公共工事に関する契約事務の流れといたしましては、葛城市契約規則、こういったものに基づきまして、予定価格が130万円を超える場合、または補助事業としての執行の場

合、こういった場合は競争入札を実施するとなつてございます。先ほど議員からもご指摘があったように、工事を発注する課を原課と呼びますけども、そちらが事業執行何書により必要な決裁を受け、その後、業者選定委員会というものに諮りまして、業者の選定、それから、契約の方法等の決定を受けまして、管財課、当時は総務財政課というところが入札事務を執行しておりましたが、そちらにおいて入札を執行した後、工事発注課で契約締結伺に入札結果書類を添えまして、必要な決裁を受け、契約を締結し、事業を執行するというふうな流れになってございます。

入札の方法につきましては、葛城市建設工事指名入札参加者指名基準というものがございまして、こちらに基づきまして、予定価格が1億円以上の工事につきましては一般競争入札、それから、1億円以下の工事につきましては指名競争入札により実施するものとしておりまして、指名競争入札の場合の業者数等につきましては、工事の種類、それから、予定価格に応じてあらかじめ定められた等級から必要者数を指名することとしておりました。平成29年度までは公共工事の品質の確保の促進に関する法律というものがございまして、その法律の趣旨を尊重いたしまして、副市長を委員長といたします葛城市業者選定委員会の決定事項といたしまして、建築工事、それから、土木工事につきましては予定価格が3,000万円以上の工事、それから、舗装工事につきましては予定価格が2,000万円以上の工事、こういったものにつきましては、業者の方から技術提案を求めるといったような総合評価落札方式での入札を行うことといたしておりました。総合評価落札方式と申しますのは、公共工事の品質の確保を図るため、価格以外の技術的な部分の提案を求め、その工夫について奈良県の学識経験者等の意見を聞いた上で、副市長を委員長といたします葛城市の総合評価審査委員会といったもので採点をさせていただき、技術評価点を付し、入札価格と技術評価点をもって落札者を決定する方式として執行をいたしていたところでございます。

吉村議長 梨本君。

梨本議員 今、ご答弁をいただきました。その中から、総合評価落札方式が背景にあることがわかってまいりました。総合評価落札方式には、以前から長所、短所が指摘されております。私が特に問題だと考えているのは、恣意性、これが入り込む余地があることなんです。この恣意性というのは、そのときどきの気ままな思いつき、自分勝手な考えのことを、辞書を引くと書いておりますが、その結果、天下りや政官業の癒着など、社会的問題と思われる事態が生じてきます。当時の葛城市では、業者選定委員会で総合評価落札方式の実施を決定しています。その後、総合評価審査委員会で検討、報告審議、評価点の最終決定をしており、それぞれの委員長は副市長が務めておられます。今回の容疑が事実であるならば、トップが率先して官製談合にかかわっていたことになるわけです。総合評価落札方式の決定する業者選定委員会というものがございまして、当時は、これは入札だけでなく、全ての随意契約についても関与していた。このことが私の6月議会の質問からも明らかになっているわけです。以上を考察するに、前市政の任期中に起こされた道の駅にかかわる諸問題は、当時の理事者による強権下において起こるべくして起こった問題だと私は分析しております。

道の駅に関しては、それまでのまちづくり計画をほごにしながら、6,752筆の署

名や市民の見直しを求める声が無視するなど、かなり強引に進められてまいりました。その結果が、事業を進める上で起こされた数多くの諸問題、公文書偽造、架空工事、情報漏えい、そして、極めつけは今回の官製談合です。この事件により、道の駅建設に関しては、一部の利権者が私心を持って事業が進められたことが垣間見えたわけです。いや、証明されたと言っても過言ではないかもしれません。

そのほかにも補助金返還の問題まで生じており、どこまで闇が深いのか、一向に出口が見えてこない。事業決定のプロセスにかかわっていない身ながらも、現市議会の1人として、市民の皆様に本当に申しわけなく思います。

入札に話を戻させていただきますが、先ほどの答弁では、総合評価方式、これは平成29年度までというお話でした。では、現在の公共入札の手順と、現市政で講じた官製談合を排除するための対策について伺わせてください。

吉村議長 総務部長。

吉村総務部長 ただいまのご質問でございます。

総合評価落札方式で入札参加企業の技術的な提案を求め、市が予定している工事内容に加えまして、企業からの提案部分を実施されることで、よりよい品質が確保できるという反面、入札までにかかなりの時間を要するといった弊害もございました。加えまして、平成29年度に国の会計検査院の全国的な契約事務の検査というものが実施をされております。その際、総合評価落札方式によります最低制限価格を設定している事例がかなり多かったというところで、こちらについては地方自治法施行令に反する旨の指摘がございました。この指摘を受けまして、平成30年5月2日の業者選定委員会におきまして、今後の入札方式についての検討を行いました。その内容といたしまして、総合評価落札方式を採用する場合は、最低制限価格制度ではなく、低入札価格調査制度により運用する必要があること。それから、調査を行うノウハウを持った技術職員等の人員が不足すること。それから、調査に必要な資料作成に係る請負業者の負担が大きいこと。落札者を決定するまでに相当の期間を要すること等の問題点がございまして、県下各市の状況も調査をさせていただいたところ、同様の理由で導入されていない団体が多いということもございまして、現実的には低入札価格調査制度の運用が非常に難しいということで、総合評価落札方式を継続することは困難であるという結論に至りました。その結果、平成30年度からは、落札者決定に価格以外の要素が反映されにくい条件付一般競争入札方式へ変更することにいたしておるところでございます。

吉村議長 梨本君。

梨本議員 今、ご答弁いただきましたように、会計検査院の指摘もあり、条件付一般競争入札に転換したとのことであります。これにより、恣意性など価格以外の要素が入り込む余地がなくなったことは大きく評価いたします。また、今のご答弁を注意深く聞くと、5月2日には検討を行っている。7月5日の事件発覚前に導入決定がされていたことも、改善意識の高さが伺えると評価させていただきます。このような不祥事を個人の問題にせず、システムの問題として捉えた対策、不適正な事務処理が行えないような仕組みづくり、マネジメントの改善を継続して進めていただきたいと思います。お願いしておきます。

一方で、仕組みやマネジメントの改善だけでは不十分です。今回の官製談合が事実であるならば、意図的かつ私益を求めてかかわった人物、これがいるということになる。このようにして私益を求めてかかわった人物に関しては、私は、救いようがないと考えています。自身の行動を猛省する機会として、司法には厳罰に処していただきたいと個人的には思っております。しかし、市職員の誰もがそこに巻き込まれる可能性があったことも考慮しなければなりません。事件後、談合を詳しく知りたいと、談合に関する書籍を拝読させていただきました。談合が起こる背景には、断りきれない組織風土や、談合は必要悪などの認識が共通していました。また、業者からの巧妙な飲食接待や議員からの不合理な要望も、書籍には事例を挙げて記載がございました。

世界的なベストセラーに、7つの習慣というビジネス書がございます。ご存じの方も多いのではないのでしょうか。その中で、リーダーシップとマネジメントの関係について書かれた部分がございます。リーダーシップとマネジメント、どちらも組織を運営していく上で非常に大切なものだという事は、皆さま認識しておられると思います。しかしながら、リーダーシップとマネジメントはどちらが優先されるかということに関しては、お考えになられたことがございますでしょうか。7つの習慣の本の中では、圧倒的にリーダーシップが優先されるというふうに説明されています。わかりやすい例えとして、もし、はしごをかけ間違えていたとしても、1段ずつ上るごとに、間違った場所に早くたどり着くだけであると表現されています。つまり、リーダーシップが間違った方向をさしていれば、どれだけ優秀なマネジメントを行っていても意味をなさないわけです。そして、多くの場合、船長が船の進行方向を誤った方向に導いていたら、そんな状況があったとしても、そのこぎ手、クルーたちは、目の前のオールをこぐ手を緩めることはできないんです。

6月5日、道の駅に関する調査特別委員会協議会の中で、公文書偽造にかかわったとされる参考人9名の職員に対する聴取が行われました。その中で、複数の職員から、市のために最善を尽くしたと、このような言葉を発しておられました。事務手続に問題があるとわかっていながらその作業を続けていたとするならば、まさに、リーダーシップに恵まれなかった部下の不運を感じるわけです。責任は圧倒的にリーダーシップを行使した側にあります。一部の権力者によってそのような環境がつけられてしまったのが問題の根底にあります。再発防止には、誤ったリーダーシップが発揮されないような抑止力も必要なのではないでしょうか。本来であれば、それは行政監視機能を持つ市議会の仕事であり、市議会の機能を十分に発揮できるように、今後は私も努力していきたいと考えております。

6月議会では、谷原議員も同じような質問をされていましたが、あえて聞かせてください。前副市長による容疑は入札情報の漏えいでございますが、現市政での職員による情報漏えいの予防策についてお聞きしたいと思います。

吉村議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 おはようございます。企画部長の飯島でございます。ただいまの梨本議員のご質問にお答えいたします。

まず、市長を筆頭といたしまして、管理職による日々のマネジメントを通じまして、適切

な事務処理、契約、公文書の作成が行えるように努めているところでございます。また、先月でございますが、業務改革プロジェクトチームというものを立ち上げておりますが、本チームによりまして、業務効率化に向けた取り組み、検討と並行いたしまして、決裁文書や公証記録等の公文書作成方法、法令執務、事務処理の進捗管理など、全庁共通業務についてのマニュアルを作成するとともに、職員に対する実施徹底を図る中で、情報漏えいを含む違法、不適正な事務処理が起こるリスクを極小にしていきたいと思います。さらに、今年度中に、毎年度全職員を対象としている全体研修のテーマといたしましてコンプライアンスを取り上げ、職員としてあるべき法令遵守意識や倫理観を再認識させる予定でございます。

以上でございます。

吉村議長 梨本君。

梨本議員 今、ご答弁いただきましたように、管理職による適正なマネジメントは市長を筆頭に努めていただくことが、私はポイントではないかと考えております。職員の内部統制を正しい方向に導くためには、トップの姿勢は重要です。

少し話が脱線いたしますが、民間企業で社員さんが会社をやめる理由というものの統計がされたことがございます。その際に、社員さんが会社をやめる一番の理由は何であるか、皆さんご存じでしょうか。この一番の理由は、上司が話を聞かないからです。コミュニケーション不足が多く、職員さんをやめさせる結果にならないように、理事者は組織をマネジメントする上で、まず、職員さんとのコミュニケーション、これを重視していただきたいと思えます。

社員さんがやめる2番目の理由は、では、何かといいますと、上司の言っていることがよくわからないからなんです。つまり、上司の話す組織の方針や仕事の指示が曖昧だということです。伝えるという一方的な指示ではなく、伝わるまで深く話し合う。前回は組織成立の3要素ということで、協働の自発性、共通の目的、コミュニケーションというお話をさせていただきましたが、ぜひ、理事者、管理職には、組織運営の上で参考にしていただきたいと思えます。

また、今の答弁にありましたように、先月、立ち上がった業務改革プロジェクトチームには、私自身、大きな期待を寄せております。しかしながら、最後は人のやること。仕組みだけでは不十分ということも申し伝えておきます。しつこいようですが、職員がマネジメントを行使する際、公務員としての正しい倫理観や健全の価値観がなければ不適正な事務処理の再発防止はできません。これらを浸透させるには非常に時間がかかります。特にコンプライアンスをテーマとした研修は、今年1年、単年度で終わるのではなく、浸透するまで、定着するまで継続していただきたい。このことを切にお願いしておきます。

これまでの答弁を聞き、今起きている問題を教訓に、葛城市の組織全体が大きく変わろうとしているという姿勢が伺えます。そのことに関しては、私自身、大きく評価させていただきます。その過程でうみを出し切ることは、私は必要ではないかと、重要ではないかと考えております。私にはまだうみが出切っていない恐れがあると感じています。そう疑う2つの事例を申し上げたい。1つは、情報の取扱いについてです。私の所属する議会会派、青雲会

では、6月議会前にある調査をしておりました。それに関して仲間の議員が、議員用様式の公文書等請求書を原課に提出いたしました。後日、あり得ないことが起こりました。その調査に関しては、別の議員の情報が入っていたわけなんですけれども、開示文書の内容にかかわる議員さんから、開示を求めた議員に対して苦情を言ってこられたのであります。これにはどうしても私には理解に苦しむことがございます。なぜ、開示請求者名が相手の議員さんに伝わるのかということです。当然、誰がこの公文書開示請求を行ったかは、青雲会所属の一部の議員しか知らず、会派からの漏えいはないと確認できております。ほかに内容を知るのは文書の提出を受けた職員のみのはずです。今回の件が一般の情報公開請求で起きていたなら、またまた大問題です。一般の情報公開請求と議員用様式の公文書等請求の取扱いには違いがあることは承知しております。しかし、コンプライアンス違反でなくとも、このような文書への配慮の欠ける取扱いから重大な問題に発展する可能性は否定できないんです。この件は、先月行われました議員全員協議会でも報告いたしました。議会内でも検討すべき課題であると考えています。

もう一つの事例は、職員の倫理観についてです。先ほどもふれましたが、6月5日、道の駅に関する調査特別委員会協議会が行われました。その中では、公文書偽造にかかわったとされる参考人9名の職員の聴取がございました。その前夜、6月4日に、今回調査をされる側の参考人となる5名の職員が、4名の議員と市役所外、これは北海道の某所と聞いておりますが、ここで会合していたとの情報を得ております。その4名の議員は、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会の委員であり、驚くことに、7月5日に逮捕された前副市長までその席に参席していたとのこと。この件が法に抵触する行為かは、私にはわかりません。しかし、調査する側と調査される側が、前日に非公式で会合するなど常識的には考えられないし、客観的に見て理解できません。どちら側からの提案であろうと、内容が何であろうと、倫理的には問題がある行為のはずです。当然、議員と職員は上下の関係ではございません。その場に参加することの選択権は、職員であれ、議員であれ、みずからにあります。打ち合わせをするならば、正々堂々と市役所内で行えばいい。これらの件から、私は、人事理念にある公務員としての倫理観が、まだ一部の議員に浸透していないと考えております。

6月に開かれた道の駅に関する調査特別委員会では、ある議員から、当時は政争があったとの発言がございました。その当時、議員でなかった私には、政争があったのかどうか、どんな政争だったのかはわかりません。けれども、たとえ議会内に政争があったとしても、職員を巻き込んではいけませんし、職員はそれに巻き込まれてはなりません。人間関係の中で難しい選択に迫られる場面も確かにあります。しかし、どんな選択をするかが結果に影響を及ぼすんです。そして、究極的に選択権は、常にみずからにあります。私は、葛城市の人事理念は素晴らしいものと考えています。選択に迷ったら初心に帰り、全体の奉仕者であることや、葛城市人材育成基本方針に照らして自身の行動を選択すればいい。私を知る限り、葛城市のほとんどの職員は、この人事理念に適した行動をとっておられます。その中で一部の職員の誤った行動は、葛城市職員全員の行動と見られるんです。常にみずからが葛城市の看板を背負っていると自覚していただきたい。理事者は、職場内教育やコンプライアンス研修を

通じるなど、あらゆる施策を駆使して人事理念を葛城市職員に根づかせていただきたいと思います。

この質問の最後に、1つご紹介したい言葉がございます。京セラやKDDIを創業し、JALを再建された稲盛和夫氏の「動機善なりや、私心なかりしか」という言葉です。以下、稲盛氏の言葉をおかりします。

「動機善なりや」。私は、企業経営をする上で、こういうことを常としています。

それは、新しい事業に展開する場合などに、「動機善なりや」ということをみずからに問うのです。何かをしようとする場合、自問自答して、自分の動機の善悪を判断するのです。

善とは、普遍的によきことであり、普遍的とは、誰から見てもそうだということです。自分の利益、都合、格好などだけで物事は全うできるものではありません。その動機が自他ともに受け入れられるものでなければならないのです。

また、仕事を進めていくに当たって、「プロセス善なりや」ということも問うています。結果を出すために不正な行為もいとわないというのでは、いつかしっぺ返しを食らうことでしょう。実行していく過程も、人の道を外れるものであってはならないはずです。

言いかえれば、「私心なかりしか」という問いかけが必要なのです。自分の心、自己中心的な発想で事業を進めていないかを点検するのです。

私は、動機が善であり、実行過程が善であれば、結果は問う必要はない、必ず成功すると固く信じています。

以上となります。私が稲盛氏のこの言葉をかりて申し上げるのは、僭越であると重々承知しております。しかし、市民の信頼に誠実に応えていただくために、職員一同、この言葉を刻んで、市政発展に邁進していただきたい。そのことをお願い申し上げて、私の1つ目の質問は終結させていただきます。

では、続きまして、2つ目。公共施設マネジメントについて質問させていただきます。

公共施設マネジメントについても、前回、前々回に続いてお聞きいたします。これまでの議会でも、理事者側には丁寧にご答弁いただいております。その中で、施設等ハード面では、ファシリティーマネジメントに時間がかかること、このことは丁寧にご説明いただいておりますので、私も一定の理解はしております。3月議会の市長からの答弁の中には、庁舎は1つにすることが大前提ながら、踏み込むタイミングをいろいろな要素から判断するというような趣旨の答弁をいただきました。このことを受けて、庁舎に関しては、まず、重複する機能を統合できるのかの検証が必要になると思うんです。ということで、例えば、庁舎機能の1つに宿日直による窓口業務がございます。宿日直による窓口業務、これは、當麻庁舎、新庄庁舎、それぞれ宿日直による窓口業務の中で戸籍受付件数を教えていただきたいと思うんです。よろしく申し上げます。

吉村議長 企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。ただいまの梨本議員のご質問にお答えいたします。

宿日直による戸籍受付件数でございますが、平成29年度、昨年度におけます各庁舎の死亡届、婚姻届、離婚届、転籍届、養子縁組届、出生届及びそれらの合計の届け出数について申

申し上げますと、まず、新庄庁舎でございますが、死亡届が112件、婚姻届が45件、離婚届が1件、転籍届が2件、養子縁組届が3件、出生届が11件の、合計174件でございます。

一方、當麻庁舎でございますが、死亡届が67件、婚姻届が25件、離婚届及び転籍届はゼロ件と実績がございませんでした。また、養子縁組届は1件、出生届が7件の、合計100件という実績でございます。

以上でございます。

吉村議長 梨本君。

梨本議員 今の答弁から、平成29年度では、新庄庁舎で174件、當麻庁舎で100件の実績があったとお答えいただきました。平均すると、毎月の受付件数は、それぞれ、新庄庁舎約14.5件、當麻庁舎は約8.3件ということになります。そのうち、最も多い届け出は死亡届であり、新庄庁舎は年間112件、月に平均すると約9.3件。當麻庁舎の死亡届は67件、月平均で5.6件ということでございます。死亡届につきましては、近年、市民の方が個人で届けるより、業者さん任せにされている方が多いのではないかというふうに聞いております。提出される死亡届のうち、個人と業者の届け出の内訳を教えてくださいませんか。

吉村議長 企画部長。

飯島企画部長 ただいまの梨本議員のご質問でございますが、死亡届の用紙から、実際に届け出た方が業者か個人かは判明いたしません。市民窓口課へ聞き取りを行ったところ、おおむね90%程度が業者からの届け出のようであるといった回答がございました。

以上でございます。

吉村議長 梨本君。

梨本議員 今のご答弁から、おおむね90%が業者ということでした。それならば、届け出を1カ所にまとめても、大きな市民サービスの低下にはつながらないと、このように私は考えるのですが、いかがでしょうか。

では、死亡届以外、これには、婚姻届、離婚届、転籍届、養子縁組届、出生届、この5つがあるわけなんですけれども、これについては、宿日直は何らかの処理手続を行っているのでしょうか。それとも、書類の授受のみでしょうか。お答えください。

吉村議長 企画部長。

飯島企画部長 ただいまの梨本議員のご質問でございますが、ご提示の届け出でございますが、宿日直は受付手続、具体的には、押印、受領した日付と時間の記入、免許証のコピー、そして、連絡先確認のみを行ってございまして、その他受理及び書類審査手続は、市民窓口課の職員によって行われてございます。

以上でございます。

吉村議長 梨本君。

梨本議員 つまり、宿日直は受付のみで、受理や手続は正規の受付時間内で対応しているのご答弁でございます。受付のみであれば、届け出件数が少量であることも鑑みて、例えば、當麻庁舎、新庄庁舎どちらかの一方に専用ポストなどを設置すると、宿日直以外の対応でもやれるのではないかと。こういったことも検討されてはいかがかなというふうに思います。

また、死亡届、こちらは受付のみではないということなんですけれども、これも約90%が業者であると。このような数字から計算すると、市民の方が直接夜間に窓口に足を運んでいる頻度、これは、新庄庁舎、當麻庁舎合わせても年間約18件ぐらいです。合わせてです。月で換算すると約1.5件なんです。月に1.5件程度という数字であるならば、業務を統一しても市民の理解を得られるのではないかと私は考えております。

しつこいようではありますが、私の思いとしては、公共施設マネジメントに関しては、できるところから、例えば、ソフト面からでも手をつけていただきたいと、このように考えております。きょうの質問では、宿日直という一例を提示させていただきましたが、このような事例は、それぞれの担当課の職員さんの方がアイデアを持っているはずです。私の経験上、コンサルタントなどの外部からの提案よりも、内部で意見を出し合った提案の方が実用性が高いというふうに感じております。忌憚のない意見を出し合って、庁舎機能の重複しているものを改善する検討をして、ハード面での統合に向けた準備を行っていただきたい。このことをお願いいたしまして、公共施設マネジメントについての質問は控えさせていただきます。

では、最後3つ目、2018年度の葛城市納涼花火大会の中止について質問させていただきます。

この行事は毎年恒例で、多くの葛城市民が楽しみにしている行事です。私も今年の開催を本当に心待ちにしておりました。ところが、6月15日、これは、総務建設常任委員会協議会が開催されていたのですが、その中で、急にこの1枚の紙が渡されまして、そして、担当部長より、中止であるという報告を聞かせていただきました。突然の報告に、心から残念な思いがしたのを今でも覚えております。翌週18日からは6月議会が開会したわけですが、その中で阿古市長から、そして、県からわざわざ西川均県会議員様がいらっしやいまして、県の立場、県警の見解なども丁寧にご説明いただきました。しかしながら、私ども市議会議員に中止のお知らせをいただいたのは、この2回のみなんです。それまでは全く知らなかった。まさに寝耳に水でございました。初めて一報を受けた当日からは、市民の方より、なぜ中止なのかという問い合わせが私のところにも多数寄せられております。しかし、質問されているんですけれども、返答に困ることが多い。その後、市民の方と接するあらゆる機会に、この話題は出てきます。そして、その中には、葛城市が行政として中止を決定した、このような根も葉もないうわさも耳にするわけです。中止にひどく立腹されている市民の方からは、市長の個人名を名指しにして非難される声も聞くことがございます。実際には阿古市長が中止の決定にかかわる立場ではございません。しかしながら、情報が錯綜しているというふうに私は感じております。

この花火大会の開催に向けては、あらゆる関係者が努力したというふうに聞いております。そして、葛城市では例年どおり、花火大会開催のために300万円の予算も組んでおります。では、なぜ中止に至ったのか。再度、いきさつを教えてください。

吉村議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 おはようございます。産業観光部の池原でございます。どうぞよろしくお願いたします。ただいまご質問の、花火大会中止になった経緯について報告させていただきたい

と思います。

葛城市納涼花火大会は、毎年7月に屋敷山公園一帯で開催され、市内外から多数の方に来場いただいておりますが、今年度の葛城市納涼花火大会につきましては、主催者であります葛城市商工会において、開催に向け、警察と関係機関と幾度も協議を重ねられましたが、商工会役員会におき、苦渋の決断におき、中止の決定をされました。中止の理由は、近年、納涼花火大会会場周辺道路の交通量が大幅に増加し、周辺の交通対策、安全確保が困難となり、雑踏警備、事故防止などの安全上の問題に対する対応ができないということでもあります。中止についての周知につきましては、葛城市商工会と協力して行い、7月広報への折り込みチラシ、地区掲示板掲示用ポスター配布、葛城市ホームページへの掲載、報道各社へのプレス発表、市内公共施設でのチラシとポスター提示、市の防災無線による周知を行ったところでございます。

以上でございます。

吉村議長 梨本君。

梨本議員 今の答弁により、主催者である商工会が、開催に向けて幾度も警察等関係機関と協議した。しかしながら、近年の交通量の大幅増加により、交通対策、安全確保が困難になり、最終的には、商工会役員会にて苦渋の決断をされたとのことでした。確かに事故が起こってからでは取り返しはつきません。過去の大きな花火大会では、警備計画の不十分さから大事故につながった例もございます。直前の開催1カ月前に中止決定が発表されたいきさつから見ても、関係者にとっては本当に苦渋の決断であったと思っております。ただ、市民の声を聞くと、本当に残念だ、今年の花火大会、開催してほしいという声が多々あります。7月の納涼花火大会開催時期に合わせて、この地を離れている子どもたちや孫たちが里帰りしてくる、そんな家庭も多く、中止に対する失望、落胆の声は、ひっきりなしに私の耳にも届いております。そのような今年度2018年度中止について、市民の声は行政にも届いているのでしょうか。お聞かせください。

吉村議長 産業観光部長。

池原産業観光部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

葛城市納涼花火大会の中止につきまして、市民から市にも問い合わせやメールがあり、それらに対して主催者であります葛城市商工会の状況を説明させていただいておりますので、中止になって残念という声は聞いております。中止になった経緯について、葛城市ホームページ等で周知はさせていただいたところでございますが、十分な理解が得られていないと感じている部分はございます。

以上でございます。

吉村議長 梨本君。

梨本議員 葛城市にとって、市民の皆さんにとって納涼花火大会は、なれ親しんだ、夏を彩る一大イベントなんです。本当に多くの市民が楽しみにしておられます。2018年度は開催できませんでしたが、ぜひ来年、2019年度は復活させていただきたい。今から準備をすれば、交通対策、安全確保にもあらゆる対策が打てるはずで。例えば、第二健民グラウンドでの開催に多くの

問題があるのであれば、開催場所の再検討も1つの方法ではないでしょうか。葛城市には第二健民グラウンド以外にも、第一健民グラウンドがございます。また、しあわせの森公園を隣接する道の駅かつらぎもございます。道の駅に関しましては、私は1つ目の質問で、建設に関してさまざまな問題に対して苦言を呈してまいりましたが、せっかく市税を投じて完成したものです。今後は有効に生かす考え方も必要ではないでしょうか。道の駅に関しては、新庄地区、當麻地区の間にも位置しており、今後のイメージアップにもつながるのではないかと考えております。

私は、ピンチはチャンスであるとも考えています。今回の中止をきっかけに、更に多くの市民に喜ばれる行事に変えることもできるのではないのでしょうか。来年度の花火大会は実施されるのか、現在の見通しを伺いたいと思います。

吉村議長 産業観光部長。

池原産業観光部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

長い間続いてきました納涼花火大会で、市内外からたくさんの方に来ていただいております。また、市内の方々は、親戚や友人がこの納涼花火大会に合わせ、たくさん訪れていただいているようであります。平成30年度は安全上の問題が解決できない理由で、主催者であります商工会におき中止をされましたが、来年に向けましては、商工会と協議し、市としてはできることは協力しながら関係機関と協議を進め、安全対策等諸問題の解決に向け、お互いに開催に向け、前向きに協力してまいりたいと思います。

また、ご提案いただいている開催場所におきましても、現在の第二健民グラウンドでいいのか、また、ご提案いただいている第一健民グラウンドや道の駅かつらぎでいいのかは、全ての場所にメリット、デメリットがありますが、主催者であります葛城市商工会が開催するに当たり、今までの開催場所である第二健民グラウンドにおいても、来場者や交通等の安全対策上の解決ができていない問題等が多数ある中、新たな場所を選定することは、火災予防や渋滞対策など新たな問題がふえることにより、地元関係者、消防、警察等関係機関との協議が今まで以上に大変なことが想像されます。最終的には、主催者であります商工会が判断されるものであります。市としても協力できる部分については協力していくものであります。

以上でございます。

吉村議長 梨本君。

梨本議員 今、ご答弁の中で、前向きに協力するとお聞きして安心いたしました。商工会が主催であることは重々承知しておりますが、葛城市のかかわり方も本当に重要であると私は考えております。開催場所については例を挙げて話をさせていただきましたが、この機にあらゆる手段を講じていただきたいという思いからで、こだわるわけではございません。いずれの方法にせよ、関係機関との協議が大変なこともわかりますが、商工会に協力して、必ず再開できる方法を考えていただきたいと思います。

最後に、納涼花火大会再開へ向けて、市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

吉村議長 阿古市長。

阿古市長 花火大会の件につきましては、当初予算等で商工会が主催されてる花火大会に300万円の

予算を実は計上しておりました。それが執行できなくなったことについては、まことに遺憾であり、申しわけない思いでございます。ただ、近年、非常に花火大会そのものが各地域でいろんな問題の中で開催がなくなっていった状況でございます。その中で、やはり観覧されるといいますか、お越しいただける人が非常に多くなっておりまして、本来でしたらイベント開催の状況の変化において、ある種、それと並行した安全対策をやはりしていくべきであったのではないかという考えでおります。奈良県警等のご意見、かなりいただきました。その中で、現状においては解決できないということで、商工会の役員会の席で決断されたことではございますが、議員ご指摘のとおり、市民皆さん方のお気持ち等でございますので、前向きに開催できる方向で調整を図ってまいりたいと思います。結論につきましては、それは断定できませんので、あくまで商工会との話し合いを深めて、安全対策をどうとっていいのかということの前向きに検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

吉村議長 梨本君。

梨本議員 今、市長からも前向きなお言葉をいただきました。ありがとうございます。2年連続で中止となれば、これは、再開は本当に難しくなると思うんです。ぜひ、今年度は結果を意識して、今から万全の準備で来年度に向けて取り組んでいただきたい。必ず来年は復活させるという思いで取り組んでいただきたいということを要望いたしまして、私の3つ目の質問は終結させていただきます。

最後になりましたが、きょうは率直な思いを述べさせていただきました。私自身、不思議に思うこと、疑問に思うこと、そのようなことを私見を交えて、高い席から申し伝えさせていただきました。ここ半年の報道は、本当に市民の方々にとって残念なニュースばかりが流されています。私は去年、立候補したときから、この葛城市を必ず市民の誇れるまちにしたい、その決意をもとに今ここにも立っております。2年前の市長選挙、阿古市長は公約の1つに、「私利私欲なく働きます」という言葉を掲げておられました。この「私利私欲なく働きます」という言葉には、きょう、私がご紹介させていただいた「動機善なりや、私心なかりしか」、このことに通じた思いが込められていると私は理解しています。その思いを職員全体に浸透させるよう切にお願いいたしまして、私の発言を終結させていただきます。

きょうは高い席からまた生意気なことをたくさん申しました。しかしながら、葛城市の発展のために私自身も今後も尽力してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。理事者の皆様には、ご丁寧な答弁、本当にありがとうございました。

吉村議長 梨本洪瑠君の発言を終結いたします。

次に、9番、増田順弘君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

9番、増田順弘君。

増田議員 皆さん、おはようございます。増田順弘でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問を始めさせていただきます。

2点ございます。1点目は、生活道路対策についてでございます。2点目につきましては、企業及び公共施設の誘致についてを質問させていただきます。

なお、これよりは質問席にてさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

吉村議長 増田君。

増田議員 それでは、よろしくお願ひいたします。

まず、生活道路対策についてお伺いをいたします。道路整備につきましては、私の一般質問、2度目の質問となります。2年前にさせていただきました。一向に進む気配がございません。進むどころか、計画をされておる事業につきましてもおくれが生じておるといふ状況であるかというふうに感じております。多くの場合、道路管理者が、国道、県道、国や県ということであるということかもしれませんが、そのことによって葛城市民への日常生活の影響、このことを考えますと、国や県に対しましても速やかな対応を講じていただくよう働きかけていただくようお願いを申し上げたいというふうにして、質問をさせていただいてるというふうにご理解をいただきたいと思ひます。

2年前に、市長の方からも道路整備に対する考え方をお聞かせいただきました。その中で、当面でき得る対策は講じていくと、こういうご説明をいただきまして、非常に期待をしてもらったということがございます。ところが、その結果が出ているようにも感じられません。まだ2年でございますので、ということかもございませんけれども、私の質問の仕方が不十分であると、こういうご意見も市民の方からいただいております。今回は具体的な提案もさせていただきますながら、道路整備がより前進することを願ひまして、質問を進めさせていただきます。

まず、市内の状況でございます。国道は165号線、166号線、168号線、そして京奈和道路と、これだけの国道が、国が管理する道路が大阪方面につながっている。非常にたくさん大阪につながっている道路があると、こういう状況かというふうに思われます。葛城市を通過して大阪に流れる車の台数につきましては、非常に増加傾向にあるというふうに感じております。特に京奈和道路の橿原から和歌山の開通によりまして、更に増加しているというふうな感もございます。現に市内を通る車を見ておりますと、県外の車両が非常に多く見受けられる。それによって周辺の生活道路に対する影響もあちらこちらで見受けられておるといふことでございます。このような状況についてどの程度把握をされておるのか、また、調査等されておるのか、お尋ねをいたします。

吉村議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 おはようございます。都市整備部長の増井でございます。ただいまの増田議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

市内の生活道路、特に集落内道路につきましては、朝の通勤、通学時におきましては、幹線道路からの通り抜ける車両等によりまして危険な箇所があることは存じておりますが、全て把握しているというところではございませんので、ご承知おきをさせていただきたいと思ひます。

以上でございます。

吉村議長 増田君。

増田議員 調査をされておらないということでございます。道路改修等進めるということになります

と、ここに道路をつけるという確かな根拠が必要になってくるかなと思います。その根拠となることにつきましては、先ほど申し上げました現状把握、調査であろうかなというふうに思います。地域の要望だけではなしに、十分な調査による現状把握から市内の道路整備を検討すべきではないかなと、こういうふうに思っております。

県外の事例でございますけれども、狭い生活道路での整備をするための調査ということで、時間帯によります交通量の調査、それから、ナンバープレートによります通過車両の状況、スピードガンによりますスピード調査、あらゆる面から生活道路に対する通過車両の調査をされ、その生活道路対策が必要であると、こういうふうな根拠をしっかりと調査されておる事例も紹介をされております。

本市におきましても、危険と思われる市道につきましては調査をされるべきではないかというふうに思います。このことにつきましては後ほどお尋ねをいたしますが、現状の1つの例を紹介させていただきます。幅員は、道幅は4メートル程度でございます。当然、軽自動車すら対向できないと、こういう市道にもかかわらず、私の見るところによりますと、速度40キロは十分超えておるかなと、そういうスピードで、信号でたまった車ということもあって、複数の車がその生活道路に入ってきております。道路周辺にお住まいの方が、自転車であったり、徒歩であったりというふうなことでその道を利用しようとしても、クラクションを危ないぞと言わんばかりに鳴らして通過をされております。かろうじて対向ができるということといえば、その周辺の民地、民家の玄関先とか、それから駐車場、こういう場所で、所有者の方に許可をいただいているわけでもないのに、当たり前のようにその場所を借りて対向をされておると、こういう状況でございます。

また、先日、私、たまたま遭遇したんですけれども、民家の軒先にトラックが接触事故を起こしたと。当然通れないでしょうと尋ねると、返ってきた言葉が、ナビがこの道を紹介してるんだと、こういうことございました。何となく、こういう生活道路に県外車両が流入してる理由が、ナビの普及による影響もあるのかなと、こういうふうなことも懸念をしております。このように問題はいろいろとございますが、私が市内の道路整備を進めていただきたい一番大きな理由の1つは、交通事故の予防対策でございます。県内の市町村の中でも、本市の交通事故の発生比率が非常に高いというふうに伺っておりますが、どの程度把握されておるかお尋ねをいたします。

吉村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部長の吉村でございます。よろしく願いいたします。ただいまの増田議員の質問に対しましての答弁でございます。

直近の警察が発表しております数値でご紹介申し上げます。国道24号線等の幹線道路も含めた数値でございますが、今年7月末現在と昨年7月末現在で比較をした件数でございます。発生件数は、今年度7月末まででございますけれども68件、昨年度の97件に対しまして29件の減少、率にいたしますと30%の減ということでございます。交通事故によります死者数につきましては、今年、昨年ともゼロでございます。けがをされた方が、今年度81名と。昨年の143名に対しまして62人の減、率で43%のマイナスということでございます。しかしながら、

その中の重傷者の割合でございます。その重傷者でございますけれども、今年度12名で昨年が14名ということで、ほぼ同人数でございますので、交通事故によるけがが重症化している傾向になっておるところでございます。

以上です。

吉村議長 増田君。

増田議員 重症率が高くなっておるとい部長の答弁でございますけれども、私も先日、高田警察署にお尋ねをしに行ってきました。もらったデータは、2017年1月から12月ということで、前年対比をされております。葛城市は事故発生件数159件ということで、その前の年と比べて8件減っておると、こういう状況でございます。けが人が232人ということで、これは11人ふえておると。先ほどの部長の答弁、傾向としてはけがの率が、重傷者21人ということで、いずれも増加傾向にあると、こういうふうなことでございます。これは、なかなか比較しにくい。159件の交通事故はどういう状況なんだと、こういうふうなことで、私、県下の市町村の発生状況から、パーセンテージといいますか、発生率というのは100人に1人、100人に何件と、こういうことを調査上されるというふうに聞いたので、割り算をさせていただきました。事故発生率、葛城市は0.43%であると、こういう数字でございます。これ、まず、県下の市で比較しますと一番多い。2番目が大和郡山市の0.42%、奈良市に至っては0.34%で、いずれも葛城市より事故発生率は低い。町村につきましても、0.43%を上回る市町村は見当たりませんでした。田原本町が0.42%ということで、葛城市の次に多いと。

古いデータでいきますと、日本・地域番付というデータがあるんですけども、それを見ますと上北山村が一番多かったと、人口が少ない割に、そういう通過車両による事故かなと、こういうふうに推測をされますけれども、続いて川上村、これも同じようなことで多かったと。その次に山添村、これも名阪国道ですか。その次に葛城市、4番目でございます。これは古い時期のデータでそういうふうなことも紹介をされてる。葛城市、道路がたくさん通ってる、そういう通過車両の影響とか、いろんな要素がございますけれども、何とかこの汚名といいますか、交通事故の減少対策として、当然、道路の整備もかかわってくる問題かなということで、特に生活道路です。市民の方々が直接影響を及ぼす生活道路での整備を進めていただきたいという思いで進めさせていただいておるところでございます。

平成27年の市民アンケートがございました。その折にも、交通事故に関して市民からは、重要度が高いという関心をお持ちの方が多というふうな調査結果。それに対して満足度が低いと、こういう評価を市民の多くの方がされておる。優先して充実が求められている項目であると、こういうふうな結論がそのアンケートのところで出されております。このようなことから、市が責任を持って管理をしなければならない。特に生活道路への安全対策は優先して充実を図っていただきたいと、こういうふうに思います。

そこで、現状問題と思われる点について、それぞれ質問してまいりたいというふうに思います。まず初めに、市内を通過する車の流れに一番大きな支障を来しておられると思われまますが、大和高田バイパス4工区の未完成によるものと、こういうふうなことかなと思っております。この工事の今後の見通しにつきましてお伺いをいたします。

吉村議長 都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。ただいまの増田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

現在、大和高田バイパスの進捗状況でございます。国道165号大和高田バイパス4工区の状況につきましては、太田地内から竹内地内、国道166号線までの区間におきまして、奈良国道事務所において、昨年、幅杭を打たれた後、現在、太田南今市地内の用地確定のため、地権者立ち会いのもと測量を実施されているところでございます。まず、用地確定後に交渉、契約へと進んでいくものと思われるところでございます。

以上でございます。

吉村議長 増田君。

増田議員 予定をされているということではございますけれども、その周辺状況につきましては住宅開発など、どんどん景色といいますか、周辺の環境が変わってきております。なかなか先が見えないと、私、今のご説明ございましたが、なかなか見えてこないというふうなことであれば、市長が述べられておりました、当面でき得る対策、これを具体的に示していただきたいと、進めていただきたいと、こういうふうに思います。

先ほども申し上げました生活道路においては、車の流れに特に支障を来しておるという現状のエリアにつきましては、疋田の太田川沿いの北南の道路、それから、大畑、八川、南今市、長尾、この辺の周辺道路、その辺のところ特に渋滞箇所かなというふうにも感じられるところでございます。先ほども申し上げましたが、せめてこの周辺の状況、早急に調査をしていただき、バランスのとれた道路整備を進めていただきたいというふうに思いますが、部長のご答弁を求めます。

吉村議長 都市整備部長。

増井都市整備部長 ただいまの増田議員のご質問にお答えさせていただきます。

集落内道路等につきましては、今申されました箇所以外にも、いろいろな集落の方で問題があるかと思えます。どのような対策が必要かも鑑み、いかなる方法で交通量等の調査ができるか検討を行ってまいりたいと思えます。

以上でございます。

吉村議長 増田君。

増田議員 道路をつけるということになりますと何億円という事業費でございますけれども、まず調査というふうなことからであれば、市長のご答弁ではございませんけれども、当面でき得る対策の1つかなというふうにも思えますので、前向きにご検討をいただきたいというふうに思います。

次に、中道・諸鉾線でございます。ここにつきましても、非常に生活道路との接触の多い道路でございます。しかしながら進んでないと、こういう状況かなと思えます。大字新庄のまちを通る3本の東西の道、それから、大字葛木との交わる交差点、ここでも先日は大きな横転事故もございました。それから、旧の新庄給食センターの取り壊しも済んで、私は、その部分からでも何らかの方向づけがされるのかなということを期待しておったわけでござい

ますけど、なかなかその部分につきましても進んでおらない。特に学校周辺ということもございますので、安全対策を早急に進めていただきたいというふうに思いますが、このことについてご答弁を求めます。

吉村議長 都市整備部長。

増井都市整備部長 ただいまの増田議員のご質問でございます。

中道・諸鉄線につきましては、いろいろな問題もあろうかと思えます。特に新庄給食センターの解体後、進んでいないという状況であることはご存じのとおりでございます。こちらにつきましても、学校の問題等もありまして、教育委員会とも協議、検討を行いながら進めてまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

吉村議長 増田君。

増田議員 計画では、道路拡幅を学校側の用地を使用するのか、それ以外の方向で進められるか、いろいろと検討は以前から内容は聞いておるところでございますけれども、もし、学校の部分を拡幅されるようであれば、行政の内部でのことでございますので進めやすいかなというふうにも思いますので、教育現場との十分なお検討を前向きに進めていただきたいというふうに思います。

次に、兵家・南今市線でございます。これは、山麓線と南今市集落東側と、これを結ぶ道路でございますけれども、山麓線に接続する部分、それから、南今市集落内の交差点部分、この辺が未解決状態で、非常に幅員のある立派な道路をつけていただいたんですけども、利用が少ないという状況でございますけれども、このことについて、解決の見通しについてお尋ねをいたします。

吉村議長 都市整備部長。

増井都市整備部長 ただいまの増田議員のご質問でございます。

兵家・南今市線につきましては、従前から懸案事項となっております部分、山麓線付近の改良につきましては、今後実施されます大和高田バイパスとの交差点の取り合い部分もございしますので、関係機関と協議を行いながら、こちらと同時に施工できればというところで、今、考えているところでございます。

以上でございます。

吉村議長 増田君。

増田議員 私が申し上げてるのは、頭と後ろが未整備というのは、中だけあってつながりの悪い道というのがもったいないなど、その対策を進めていただきたいという趣旨のお願いでございますので、大和高田バイパス、なかなかこの先、2年、3年どころの話ではない工事と同時に、こういうふうに聞かされますと、まだ、この間、当分あの状態かな、もったいないという思いがございしますので、十分なお協議、ご検討をお願い申し上げたいと思います。

次に、弁之庄・木戸線でございます。この道路につきましては、市長におかれましても、非常に前向きに取り組むと常に述べられております。ところが、ここも住宅開発等で周辺の状況、非常に変化をしてございます。急がないとますます条件が悪くなるというふうなこと

も懸念をされるところでございます。この道路が実現すれば、周辺生活道路、それから観光振興、多くの効果が期待できるというふうにも思います。当初といいますか、計画の中では、広域道路ということで近隣の市との連携、こういうこともあわせて進められるというふうに伺ってございましたが、その進捗状況について、また、今後の見通しについてお尋ねを申し上げます。

吉村議長 都市整備部長。

増井都市整備部長 ただいまの増田議員のご質問でございます。

弁之庄・木戸線の計画道路についてでございます。弁之庄・木戸線の道路計画につきましては、市単独での事業といたしましては多額の事業費が必要となってくるため、非常に厳しく、広域的な幹線道路としての位置づけとして、市長会より毎年、県要望の部長要望を提出させていただいておるところでございます。今後とも近隣市とも協議を行いながら、あらゆる方策を検討していければというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

吉村議長 増田君。

増田議員 広域幹線ということで、なかなか大和高田市の計画を見てても、途切れておるといいますか、入っていない。香芝市も葛城市に向けて道路をつけようという意欲がどれほど見受けられるのか。その辺のところも非常に不安を抱くところでございます。これが広域で進められないというふうなご判断も、場合によっては必要になるのかなど、そういうようなことも懸念をするところでございます。

それでは、市内の道路全般にわたりましての整備について、冒頭にもお聞きしましたが、多くの事業で停滞が見受けられるというふう感じておるところでございます。財政負担というふうなことも十分承知した上でのお願いでございます。行政が担う大切な事業、道路整備でございます。今後どのように進められるのか、進めようと考えておられるのか。全般にわたりまして、市長にご答弁をお願い申し上げます。

吉村議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問にお答えいたします。

まず、2年前とおっしゃったんですけど、私が就任させていただいたのが2016年11月でございます。いつ質問いただいたか記憶がないものですから、私に対する質問だったのか、前任者に対する質問だったのかわかりませんが、まず、生活道路につきましては、安全対策を優先してまいりたいと思っております。生活道路については以上でございます。

幹線道路につきましては、大和高田バイパスは30年近くなるんですけども、やっと動き出したというところでございます。何分国の事業でございますので、用地取得等が国のもとに行われます。それによって整備時期がどうなるのかということは、私の方ではいつという答弁はできませんので、よろしく申し上げます。

それで、幹線道路弁之庄・木戸線につきましては、これは新市建設計画でございまして、本来でしたらもう整備が終わっててしかるべき道路やと思います。ただ、残念なことに、その計画が新市建設計画には載ってたんんですけども、ある時点で飛んでおります。それをいか

に復活させるのかというのが1つの手法やと思っております。その中で、新市建設計画、もう合併特例債もない中で整備することは、市単独事業としてはできませんので、県なり国なりにお願いしてるという状況でございます。一時ございました香芝市、大和高田市との打ち合わせの中で、葛城市が変わった動きをした中で途切れた状況もございます。それを今、再度復活する方向で話を進めているところでございます。市単独事業としては非常に厳しい事業でございますので、県、国を巻き込んだ中での整備を考えていきたいという思いでございます。

以上でございます。

吉村議長 増田君。

増田議員 私は、阿古市長に道路に関しては質問をさせていただいてございます。議会だよりもちゃんと掲載をされております。そのときには、弁之庄・木戸線のことにつきましても非常に意欲あるご発言でございましたけれども、本日お伺いしていると、広域、県の方にもと、こういうことでございます。ただ……。

吉村議長 阿古市長。

阿古市長 2016年12月議会ということでございます。その当時から全く意欲等は変わっておりません。議員がご指摘のように、停滞してるという表現がどうなのかわかりませんが、再度練り直した中で調整を重ねているところでございます。取り組んでることというのは、どうしても時間差がございます。道路事業についてはかなり時間差があるという認識しております。取り組んですぐに現実のものになるというような事業ではございませんので、今取り組んでることが、それが現実のものとしてあらわれるのには、数年後もしくはその事業の大きさの規模によりましては10年というような時間が経過するという認識しております。意欲を持って取り組んでいるのは全然変わっておりません。

以上でございます。

吉村議長 増田君。

増田議員 前向きなご答弁ありがとうございます。私、今回、道路網の整備というよりも生活道路、要するに市が責任を持って対策を講じなければならない、事故の軽減につながるような対策を早く講じていただきたいと、こういうことでございますので、せめてといいますか、市道の生活道路に関する整備、調査につきましては、早急な対応をお願い申し上げたいというふうに思うところでございます。今申し上げましたように、軽自動車ですらすれ違えないと、こういう道路があちらこちらで見受けられると。そこに幹線道路から混雑を避けて通る多くの県外ナンバーの車両、これが非常に最近気になる場所であるということでございます。公道であるということで、速度規制もかけておられません。一部は学校周辺のスクールゾーンといいますか、グリーンゾーンといいますか、30キロ規制というのがございますけれども、全般にわたってはそういう通行規制もほとんどされておらないと。そういうふうな面から見ても、改善に向けた取り組み、早急に着手していただきますように強く求めていきたいと思っております。また、将来の葛城市を見据えた市の都市計画のマスタープラン、ここで描いていただいている道路計画につきましても、見込みの立たない計画であれば、これ、見直しもする

必要があるのかなど、こういうふうなことも思います。道路網の整備につきましては、一歩でも市民にわかるような、前進した取り組みをお願い申し上げまして、次の質問をさせていただきます。

2番目の質問でございます。企業及び公共施設の誘致についてお尋ねをいたします。先日、県の市議会議長会の議員研修に議員の皆さんと一緒に参加をさせていただきました。荒井知事からは、「地方政治の民主主義を考える」と題した公演を聞かせていただきました。その中で述べられておりましたが、議会での議論の活性化のためには、議員の知識装備の充実が必要であるということを非常に強く語られておりました。地域と関連する数値や知識を活用することであるということでもございました。私も質問の際には、よく統計的な、数字的なものも使わせていただく機会が多いんですけれども、そのようなこともございまして、今回、複数のデータをご用意させていただきました。まずは、先ほど紹介させていただきました研修会にいただいたデータでございます。県内市町村の平成28年度の経常収支比率一覧表でございます。収入に対する支出の割合と、簡単に言うとそういうことでございますけど、葛城市は96.8%、平成28年ですけれども、黒字であると。こういうことで前年より6.2%のダウンですよと。これが比較しないで聞くと、黒字かと。ちょっとダウンしてるけども、まだ若干の黒字やなと、こういうことでございますけれども、これを県内12市の中で見ますと、生駒市が一番成績がいいと。91.1%でございます。その次に香芝市が94.7%、その次に96.8%、葛城市が3番目でもございました。それなんですけれども、知事にいただいたデータは、全国から見ると、1,741市町村のうちの葛城市1,578番目と、下から二百何十番目と、こういうふうなことでございます。上に87%ぐらいおって、下の20%ぐらいのところにおるよと。これで全国平均が92.5%。そういう場合はどういうふうな判断、評価をされるのかということ、要治療団体という評価のチームといいますか、されておると、こういう状況であるということでもございます。

次に、平成27年、これは平成30年7月31日に、知事公室統計課が出された奈良県市町村民経済計算というデータでございます。その中でGDP、市の総生産といいますか、どれだけの物の生産力があるかと、こういうことで、葛城市は1,152億円です。1,152億円がどんなものかということでもございますけれども、当然、小さな市でございますので、これを上から順番にと比べても、9番目に値します。前年より9%のダウンというふうになっております。なお、県下でマイナスを示しておるのは、大和高田市が1.3%のダウン、断トツで葛城市が9%のダウンと。これ、2年連続でしたか、この9%のダウンというのが非常に気になっておるというデータでございます。それから、もう一つ、平成29年度の決算でございますけれども、今回の決算審議のところにも若干ふれるわけでございます。黒字であると、こういう報告でもございました。監査委員の監査報告の中でもコメントいただいております。財政調整基金を取り崩して黒字にされると。財政調整基金を使わなかったから赤字ですと、逆に読み取るとそういうことでございます。今後においてもこういった非常に厳しい財政状況が続くであろうと。高齢化、少子化等の社会的な状況によって進むであろうと。収入につきましてはそういう減少、それから、逆に民生費等の社会福祉費につきましては、高齢化に伴って

増加が見込まれると。こういう財政状況の中で、非常に市長の方も無駄な支出を切り詰めて財政健全化に努めると、こういうふうなことも常々おっしゃってるわけでございますけれども、もう一方では税収の確保、増大と、これも重要な策であろうかなというふうにも思います。このようなことから、優良な企業を本市に誘致して、税収の確保、雇用創出、また、用地の利用など、本市の経済財政に期待の持てる取り組みであるかなというふうにも思うわけでございます。このようなことから、全国の多くの自治体では、それぞれ企業誘致につきましては非常に力を入れておられます。本市では、このような取り組みをどのようにお考えか、また、どのような取り組みをされておられるのか、まずお伺いをいたします。

吉村議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。どうぞよろしくお願いたします。ただいまの増田議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

企業誘致の取り組み状況でございますが、市内には、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条の規定による重点促進区域であります薑工業団地があり、同条の規定により、市の条例に基づき特別措置を実施される地域となっております。特別措置の内容につきましては、緑地面積につきましては、通常の工場立地法では20%以上必要なところ、10%というように低く設定されております。また、環境施設面積率につきましては、通常の工場立地法では25%以上必要なところ、15%というように低く設定されております。奈良県におきましても、毎年、大阪と東京で企業立地セミナーを開催し、薑工業団地や県内の工業団地について、立地条件や環境等、奈良県の企業立地の魅力をPRして、企業誘致に向け努力をしていただいております。葛城市にしましても、県と連携しながら企業誘致を啓発していきたいと考えております。また、新町等の工業系ゾーンにつきましても、葛城市都市計画マスタープランに基づき、用途にも配慮しながら企業誘致を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

吉村議長 増田君。

増田議員 今、ご答弁をいただきました。本市では、この取り組み、産業観光部が担当していただいているということでございました。非常に多忙な中で企業誘致を担当されておるということでございますけれども、担当者についての配置はされておられるでしょうか。

吉村議長 産業観光部長。

池原産業観光部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

葛城市では、企業誘致の担当部署は商工観光課にあり、専任という者はおりませんが、奈良県におきましては、企業立地推進課が企業誘致の専門部署となっておりますので、今後は今まで以上に県の企業立地推進課とお互い連携し、そして、役割分担しながら企業誘致を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

吉村議長 増田君。

増田議員 全国の成功事例を見てますと、専属の担当者というのを置かれています。中でも民間企業出

身の職員が登用されて、成功されておるといふような事例も挙げられております。それと、市長はお忘れかと思えますけれども、前回、企業誘致のことでご質問をした際に、市長の方からも専属の担当をつけると、こういうふうなこともご答弁の中でされておりました。積極的な取り組みとなれば、それなりの職員の登用も早急に進めていただきたいというふうに思っています。後ほど市長の方からも、そのご答弁も含めてお願いをいたします。

次に、誘致エリアでございます。どこでということになるんですけれども、昨年、見直しがありました都市計画マスタープランにおきましては、企業誘致エリアということで、薑、新村、新町、この周辺のエリアに工業ゾーンというものが指定をされております。また、このゾーンの東側、南北に現在進められております県道の拡幅工事というものも、環境整備として進められておると。さらに、西側も葛城川の東堤防を利用した道路改修も進められておる。さらに、県の方も、知事は県議会の席で述べられておりましたが、京奈和自動車御所インター周辺の工業団地と一体となって、薑工業団地を1つの企業誘致のエリアとして進めていくと、このようなこともお話をされております。このような状況から見ますと、非常に期待の持てる条件が備わってきておるといふふうにも思います。マスタープランを見ますと、工場を建てられるというエリア、現在、市街化区域と一部そうでない土地、農用地が含まれておるといふことでございますが、工業系の土地として誘致誘導が現状図れるのか、お尋ねをいたします。

吉村議長 都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。ただいまの増田議員のご質問にお答えをさせていただきますと思います。

まず、奈良県において、産業活性化の観点から、平成18年度に市街化調整区域における開発許可基準の規制緩和を進められ、既存工業地域を中心に、その周辺地域に工業系ゾーンを設定しております。それを受け、本市におきましても、企業、工場立地を促進するため、平成18年10月策定の葛城市総合計画、平成19年3月策定、平成28年度に改定いたしました葛城市都市計画マスタープランにおいて、同じ区域を工業系ゾーンとして位置づけておるところでございます。

本市のまちづくりの方向性につきましては、都市計画マスタープランにおいて、県道御所・香芝線より西側を山麓景観、田園風景、歴史的景観を保全すべき地域として山麓景観保全誘導ゾーンに設定をし、市南東部の工業地域、薑工業団地及びその周辺を、工業ゾーンを中心に企業、工場の立地を誘導することで秩序ある土地利用を進めております。現在の状況では、薑工業団地36.3ヘクタールございますが、まとまりある空きスペースがほぼない状態でございます。空きについては約1.9ヘクタールでございます。既存事業所より増設等の相談もふえておるのが現状でございます。また、薑工業団地に隣接して指定されております工業系ゾーンは、新町3ヘクタール、新村8ヘクタール、薑4ヘクタールの3カ所ございますが、新村地区につきましては、全域が農振用地で第1種農用地となっておるため、土地の有効活用が難しい状況でございます。まちづくりの方向性からも、新村の工業系ゾーンにつきましては有効利用できるよう、国、県に働きかけを行っているところでございます。今後も

その方策を検討してまいりたく思っておるところでございます。

以上でございます。

吉村議長 増田君。

増田議員 ということは、このエリア、絵にかいたけども、一部農振農用地で誘致ができないエリアも含まれておると、こういう現状です。今後、それも含めて誘致エリアとするのか、見直しをされるのか。せつかくエリアに指定されて、企業に来ていただいて、税金確保というふうなご提案をさせていただいても、道路もつけて整備をされても、そこをクリアしないと進めることができないと、こういう現状かなというふうになら、説明を受けて感じたところがございます。

現状は、そういう一部誘致可能なエリアが何箇所あると。ところが、この誘致を、エリア指定という役割を市がいろんな形で総合計画なりマスタープランでされておる。例えて言うと、市がこの用地を購入して分譲して、企業に、ここに来てくださいというふうなことまで踏み込んでできるのか、そのようなこともお考えかどうか、まずお聞かせを願いたいと思います。

吉村議長 都市整備部長。

増井都市整備部長 ただいまの増田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

土地の利活用について、どのような方策がいいのか。今、増田議員がおっしゃられましたように、工業団地を市が形成するのか、そうでないのか、従来のやり方がいいのかということについても、いろいろと検討していかなければならない部分があるかと思っております。現時点におきましては、どのような方策がいいのかということも検討の中に一つ含まれておるわけでございますので、その辺で今後進めてまいればと思っております。

以上でございます。

吉村議長 阿古市長。

阿古市長 新村の工業ゾーンの話ですけれども、これ、柿本知事の時代に設定されたゾーンでございます。その土地は第1種農地を含んでいます。ただ、ゾーン指定だけはしてるんですけども、実際企業誘致するに当たっていろいろ工場等が、5、6カ所希望があるんですけども、それをある基準の中で一定の工業ゾーンに持っていきこうとしたときに、その作業がとまってしまったんです。ということは、その時点になって初めて、柿本知事の時代ですから多分十何年前になるんでしょうけれども、その作業の中で、今回実際に企業誘致するに当たってそういうことに気がつきましたので、どういう手法があるのか、実は検討を1回入れてます。それで、市単独でもしやるとしたら45億円かかります。到底やれる金額ではございませんので、県なりをお願いしてる状況でございます。ですから、誘致に当たっては、その取り組みを始めるに当たって、その問題点をクリアしているという状況です。ですから、随時クリアの作業をしますので、ただ、年数がかかかりますので、今現在ご希望のところは、今使えるところで、環境を壊さないところで誘致を始めてるというところがございます。

以上でございます。

吉村議長 増田君。

増田議員 力を抜かないで企業誘致は積極的に取り組んでいただいている市長の姿勢をお伺いしたところでございますけれども、私が次に聞きたかったのは、そのところでございます。企業誘致と言われる職務は、これは、トップの重大な業務の1つであろうというふうに言われております。今後、市長が先頭に立って企業誘致を、優良な、この企業に来てほしいんだというラブコールを、しっかりと今でき得るエリアの中で進めていただきたいというふうに思いますけれども、トップセールスについてのお考えを市長に再度求めます。

吉村議長 阿古市長。

阿古市長 議員ご心配いただいております、まず、財政の面につきましては、このところ、就任前のところは非常に懸念していたところでございます。起債償還をしながらそれを進めていくということでございます。9%ダウンという、その質問された内容、過去のことについておっしゃってるんやと思いますけども、私は、市の活性化を図るには民間主導型にかえていく必要があるという考えでございます。その中で、企業誘致につきましては、実はもうプロジェクトチームを立ち上げております。その案件ごとに、それだけの労力が要るものについてはPT方式をとらせていただいております。必ずしも民間というのは、工場だけではございません。私、いろんなところで申し上げておりますように、民間企業といたしましてはホテルの誘致も図っていききたいという思いでございますし、観光産業にかえるために今、誘致をしている最中でございます。時間差がございますので、今取り組んでる姿というのは、次年度、次々年度に必ず現実のものとして目にするようになってまいりますので、もうしばらく見守っていただきたいと思います。全力で頑張っております。

それと、トップセールスといいますのは、本当のことを言うとやっぱりプレゼン力なんです。ですので、知り合いから紹介していただけて行くこともありますし、場合によっては飛び込みでやる場合もあります。それは、あくまで私の人生経験の中での、民間としてのセールスのあり方という姿勢を行政の中で使っていきたいという思いでございます。

以上でございます。

吉村議長 増田君。

増田議員 ぜひとも、そういう意欲を、こういう企業誘致に向けて頑張っていただきたいと思います。先ほど紹介した9%ダウンというのは平成27年度、それから、その前の年も2.9%のダウンと2年連続のダウンというのは、県下でもほかにはないという懸念材料でございます。先ほど、市長、ホテル誘致につきましてもお考えをいただいているというのはかねがね伺っております。公共施設の誘致のところ、私聞きたかったんですけども、ご提案でございます。せっかく宿泊施設、社会教育センターの研修棟ございます。あれをリニューアルしていただいて、市内の宿泊施設のレベルアップを、県の方にお金を出してもらって、しっかりと地元に戻元できるような施設にかえていただくのも1つの方法かなというふうなことも考えておるところでございます。今後、まだまだ、先ほど市長がおっしゃられてるように、厳しい財政状況が続くというふうに予測をされます。住宅開発等で人口も増加をしておると。逆に、教育施設の不足というふうなことも懸念をされるわけでございます。財政の安定確保、雇用創出、地域の活性化、いろんな観点から優良企業の誘致、これに力を入れていただくことをお願い

申し上げます、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

吉村議長 増田順弘君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時01分

再 開 午後1時30分

川村副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私がかわって議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

それでは5番、松林謙司君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

5番、松林謙司君。

松林議員 皆様、こんにちは。公明党の松林謙司でございます。ただいま議長のお許しをいただき、これより一般質問をさせていただきます。

まず、冒頭初めに、先日、近畿地方に急接近をいたしました台風21号の影響により、当葛城市におきまして大きな被害が出ました。また、その後、北海道の地震も発生いたしました。被災された方々には心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く平穏な日常生活を取り戻されることを心よりお祈り申し上げます。

今回、私の質問は3点ございます。まず第1点目が、空き家対策及びごみ屋敷対策に係る条例の制定について。第2点目が、まるごとまちごとハザードマップの取り組みについて。第3点目が、学校の危機管理マニュアルの作成についてということで、これよりは質問席より行わせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

川村副議長 松林君。

松林議員 まず第1点目の、空き家対策及びごみ屋敷対策に係る条例の制定についてお伺いをさせていただきます。最近、時折マスコミにも取り上げられ、問題となっておりますごみ屋敷の問題ですが、もとは居住していた人が住まなくなり、空き家となり、管理不全な状態によって不良な環境となりごみ屋敷化する場合、また、居住中の家にもかかわらず、何らかの理由により管理不全な状態によって不良な生活環境となり、ごみ屋敷となる場合があります。まず、人が住まなくなり空き家となるこの空き家は、今後もふえ続けていくであろうと予測されます。その理由は、少子高齢化だけではなく、税制など多方面に関係をしております。その理由の1つといたしまして、人口減少、世帯数が2019年でピークを迎えます。既に人口減少は始まっておりますが、国立社会保障人口問題研究所の推計で、世帯数においても2019年にピークを迎え、徐々に世帯数が減ると見込まれております。世帯が減っても同時に家が解体されるとは限らず、空き家が残るケースもあると考えられます。そして、また、考えられる理由として、核家族化が進み、親が高齢化になり、離れて暮らす子どもが心配になり、または親がみずから子どもに負担をかけないように介護施設を利用する例も多く見られます。高齢化が進むにつれて親が介護施設に入所して、実家が空き家となっていくます。そして、空き家となった家の税制では、建物がある土地の固定資産税が最大で6分の1まで優遇される特例があります。逆に考えると、解体するだけで土地の固定資産税が最大4.2倍にふえるのですから、空き家が古くなっても誰もなかなか解体しようとしないうのが実情といえるのではな

いかと考えられます。

平成26年11月27日に公布された空き家等対策推進特別措置法によりますと、周辺への影響が大きい家を特定空き家と定義しております。それによりますと、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態、そのまま放置をすれば著しく衛生上有害となる恐れのある状態、適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態と、このようにありますけれども、ここで伺いをいたしますが、当葛城市といたしまして、このように特定空き家と定義されるような問題となる空き家、または特定空き家とまではいかずとも、適正な管理がなされず管理不全な状態の空き家は何件ぐらいあるのか調査をされたのか。調査をされたのであれば、何件ぐらいあるのか教えていただきたいと思います。そして、不良な環境となっている空き家の改善を求める市民からの相談件数は、年に何件ぐらいあるのか。具体的に不良な環境となっている空き家のどの部分の改善を求めているのかという、こういうこともわかれば項目別にお教えいただきたいと思います。そして、改善を求めなければならないような空き家に対して、市として現在どのような対処をしておられるのか。これらについてお答えください。

川村副議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部の飯島でございます。ただいまの松林議員のご質問にお答えいたします。

市内の特定空き家または管理不全となり得るような家屋件数というところでございますが、特定空き家そのものという形ではなかなか難しいのですが、昨年度、市内の空き家の状況につきまして実態調査を実施しております。その結果、使用実態のない可能性が高い411件を空き家と推定される物件と判定してございます。その411件に対しまして、物理的状況、維持管理の状態から見た各部位の損傷の度合いを点数化いたしまして、その点数に応じて物件の不良度をAからDの4段階で判定いたしましたところ、最低ランクでございますD、倒壊の可能性があるなど現況での利用が困難であるとされた物件は38件と抽出されました。総務省平成29年度固定資産の価格の概要調書等報告書に記載されました家屋に係る概要調書等報告書によりますと、平成29年1月1日時点の市内の家屋棟数は2万2,167棟でございます。この数字と先ほどの38件と比較いたしますと、比率は0.17%程度となります。

2点目。管理不全空き家等、市への相談件数及び相談を受ける改善要望内容でございますが、昨年度から空き家に係る相談件数は、計5件確認しております。相談における改善内容といたしましては、空き家物件の屋根瓦の飛散でありますとか、屋根トタンの落下に関するものでありますとか、転居によって空き家となった物件の取扱いといったものでございます。

3点目として、この改善要望に対する市の対処方法でございますが、地元へ赴いてのアドバイスを行ったりでありますとか、関係者双方の事情、主張を相互に伝達したりしてございます。

以上でございます。

川村副議長 松林君。

松林議員 空き家等対策推進特別法によりますと、管理不全な状態によって不良な環境となっている

空き家の所有者へ、自治体が勧告、命令、従わない場合の強制代執行を認めております。全国的にも管理不全な状態によって不良な環境となっている空き家の問題は、今後もふえ続けていくことが十分に予測をされます。当葛城市におきましても、この空き家の問題を看過することなく、空き家等対策推進特別措置法という法的な根拠に基づき、対処をしていくことが求められるのではなかろうかと思いますが、このことに対するお考えはいかがでしょうか。

川村副議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 議員お尋ねの、空き家等対策の推進に関する特別措置法第3条でございますが、こちらに、空き家等の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家等の適切な管理に努めるものとするとうございまして、基本的には当事者間での解決、あるいは民の力を最大限活用したアプローチが望ましいと考えておりますが、一方で、解決に向けて市としてコーディネートできる部分につきましては、必要な対策を講じてまいりたいと考えているところでございます。まず、取り組みでございますが、昨年度事業におきまして空き家等に関する周知啓発パンフレットを作成いたしまして、市民への配布を行っております。パンフレットにおきましては、空き家放置の危険性、空き家の適切な管理、処分方法、空き家の活用方法の例示といった3点の内容が盛り込まれてございます。

また、今年度でございますが、総合的な空き家対策策定のための検討といたしまして、空き家所有者に対するアンケートを行いながら、空き家利活用促進でありますとか、先ほどご提示ありました特定空き家等除却に係る対策を盛り込んだ空き家等対策計画を平成30年度中に作成してまいりたいと考えております。

以上でございます。

川村副議長 松林君。

松林議員 管理不全な状態によって不良な環境となっている空き家が放置されることにより、防犯、景観、衛生などの観点から周囲に迷惑がかかっていたり、危険にさらされ害がある場合は、行政当局といたしましても、一日も早く対処できる体制の確立をお願いいたします。

次に、居住中の家にもかかわらず、何らかの理由により管理不全な状態となり、不良な生活環境となっている家、いわゆるごみ屋敷は何件ぐらいあるのか。そして、市民からこのごみ屋敷の問題に関する相談件数は何件あったのか。そして、市民から苦情のあるような、いわゆるごみ屋敷に関する問題に対し、市としては現在どのように対処をしておられるのか。これらについてお答えください。

川村副議長 松村市民生活部長。

松村市民生活部長 市民生活部の松村でございます。どうぞよろしく申し上げます。ただいまの議員のご質問でございます。

ごみ屋敷の件数は何件ぐらいあるのかということでございます。ごみ屋敷の方につきましては調査もしておりませんので、現在掌握できてないのが実情でございます。

また、ごみ屋敷なり環境問題のご相談の件数でございます。過去5年間ぐらいでごみ屋敷と言われるような件数については、相談は1件ございました。また、この1件の内容でございます。現場に赴きまして現状を確認しますと、敷地外道路、前の道でございますけど、

そこに車や自転車、また、ポリバケツ等放置されておりました。草木が繁茂しているような状態でございました。このときの対応についてでございますけれども、道路管理者の立場で道路敷きに置かれるものにつきましては、撤去依頼を建設課の方に依頼いたしました。また、環境課の方からでございますけれども、土地などの管理のお願いとして、家屋が一部崩れかかっている件、草木が繁茂している件など、定期的な管理と対応の方を依頼したのが現状でございます。

以上でございます。

川村副議長 松林君。

松林議員 先ほどの改善を求めるべき空き家の件数に対して、いわゆるごみ屋敷の問題に対する市民からの相談件数は、その発生原因や背景を考えますと、一概にその相談件数を比較することはできませんが、ごみ屋敷の問題に対する市民からの相談件数は、まだまだ顕在化していないのではないかと考えられます。ごみ屋敷の問題に対する苦情は、近隣との人間関係にかかわるデリケートな部分でもあり、また、仮に行政に相談をするにも、どこの担当課に相談すればよいのか、担当課窓口が明確になっていないことなどが考えられます。

葛城市行政当局におかれましては、仮に、現在ごみ屋敷の問題で困っている市民が1人であったとしても、その悩みを解決するためにあらゆる方策を検討し、実施すべきであると考えます。また、新たにごみ屋敷の問題で困る市民が出てくることも十分に予測をされます。市民1人の悩みを解決できない政治が、3万7,000人の市民の悩みを解決できるのかと、このように感ずる次第でございます。空き家の問題に対しては、空き家等対策推進特別措置法という法的な根拠に基づき自治体が対処をしていくことができるわけでありますが、居住中の家にもかわらず不良な生活環境となっている家、いわゆるごみ屋敷に対しては、行政が踏み込んだ形で対処のできる法的な根拠がないということが問題になるかと思われま

す。憲法第29条では、個人の財産と私有財産制度を保障しております。行政などの権力が、個人の財産に属するものをごみと決めつけて勝手に処分することはできないということであろうかと思えます。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物処理法で対応できないのかという指摘もあるようではありますが、廃棄物処理法では、廃棄物とは汚物、不要物のこととしています。そのため、ごみ屋敷のごみの所有者が不要なものではないと主張をすれば、廃棄物として扱うのが困難になるということにもなります。自宅をどのようにしようと個人的には住人の自由であります。さまざまな形で周囲に迷惑がかかっていたり、家屋の倒壊や火災の恐れがあるなどで周囲が危険にさらされているとなれば、何らかの対処が必要になってまいります。しかしながら、現行の法律だけではごみ屋敷問題には対処できない面も現実的にはあるかと思われま

す。ごみ屋敷が社会問題化するに伴い、それに対処すべく条例を制定する地方自治体がふえてきております。2017年6月14日、日本経済新聞によりますと、ごみ屋敷対策のための条例を制定しているのは全国で20市区とのことですが、これからも制定する自治体はふえてくると思われま

なぜ条例が必要なのか。地方自治法第14条第2項に、市区町村や都道府県が義務を課したり、権利を制限するには、法令や条例によらなければならないとあります。ここで埼玉県八潮市

の条例を紹介させていただきます。まちの景観と空き家等対策に関する条例という名称で、同市条例では、空き家に加えて居住中のごみ屋敷についても、所有者に問題解消を勧告、命令できるほか、行政代執行も可能としております。同市条例では、管理不全な状態の空き家を特定空き家とし、同様の状態にあるごみ屋敷などの居住物件を特定居住物件と定義づけし、空き家に加えて居住中のごみ屋敷についても対処しております。さらに、どの部分について同市条例で対処できるようにしているのかといえば、特定空き家については空き家対策特別措置法により、実態により所有者への勧告、命令、従わない場合の強制代執行を認めておりますが、同市条例により、特定空き家認定前でも、通学路に雨戸や瓦が落ちそうになっている場合などは即時に撤去するなどの緊急安全措置がとれるようにもしております。また、同市で定義しております特定居住物件は、空き家対策特別措置法の対象外となっているため、同市条例で空き家対策と同レベルの対策を可能にしております。さらに、ごみ屋敷では居住者の生活困窮や支援の拒絶、孤立が背景にあるケースも多く、保健センターの紹介など福祉的な支援も同市条例に盛り込まれております。

以上、埼玉県八潮市の条例を紹介させていただきましたが、今後このようなごみ屋敷の問題にも、また空き家問題にも、ともに法的に対処のできる条例の制定が不可欠ではなかろうかと思われま

す。管理不全な状態のまま放置される空き家、また、所有者不明の空き家、土地も全国的に増加傾向にあります。不良な生活環境にあるごみ屋敷の問題にも対処していかなければなりません。まず条例を制定して、実際に市民の皆様の声をお聞きし、問題解消に向けて実務を進めていくことを想定した場合、専門的な知識を有するマンパワーも必要になってまいります。例えば、土地家屋調査士などの専門家の派遣も要請をしなければならない場合もあるかと思われま

す。空き家、ごみ屋敷等の問題も含めて、市民の皆様の声をお聞きし、調査、検討する、空き家、ごみ屋敷等の問題に特化した窓口、担当課が必要ではなかろうかと思われま

川村副議長 阿古市長。

阿古市長 松林議員のご質問にお答えいたします。

空き家問題につきましては、本年度、対策の計画を策定しているところでございます。その結果をもちまして、条例制定が必要なかどうかをまた判断していきたいと考えております。ただ、ごみ屋敷の方は、まだ現在、市内に何件あるという確かな数を掌握してはございませんが、研究課題にさせていただきたいという思いでございます。他人から見たらごみなんですけども、その人にとってはごみではないという認識をされますと、上位法がござい

の条例制定が果たしてできるのかも含めまして、検討課題にさせていただきたいと思
います。

それと、専門の担当部署の設置についてでございますが、今現在も空き家物件等につつま
して特に問題の大きいところ、ご相談いただいております。それは、その担当の部署、部署
によって個々に対応させていただいてるわけですが、やはり空き家問題につつましては、発
生した状況もいろいろありますし、物件についてもいろんな状況が違いますので、必ずしも
一律の案件ではないという認識をしております。その担当部署に一番適した担当部署が、そ
の解決に当たりまして、取り組んでる次第でございますので、対策計画等の結果によりまし
て、また検討はしていきたいと思っておりますが、今のところ空き家対策については各部署がそれ
なりの対応をしているという認識を持っております。

以上でございます。

川村副議長 松林君。

松林議員 私自身、市民の皆様から、時折ごみ屋敷の問題、また、空き家問題に関するご相談をお受
けすることがあります。どちらにも共通して言えることは、自身が所有し管理をしている家
や、そこに居住している人が自宅をどのようにしようと、そこに住む人や管理をしている人
の自由であろうかと思っておりますが、さまざまな形で周囲に迷惑がかかっているケースが見受け
られます。害獣、害虫の増殖、植栽の不整備、家屋の倒壊や火災の恐れがあったりと、さま
ざまな危険にさらされております。どれも深刻に悩んでおられます。空き家の問題、ごみ屋
敷の問題、ともに問題となる屋敷の住民と周辺住民が話し合っ解決することが一番よい解
決方法であろうと思っておりますが、そうはいかない場合、万策が尽きた場合は、行政に相談する
しかないのではないかなど、このように思います。阿古市長に、どうか解決してくださいと
お願いする以外にないわけでありまして。どうか葛城市行政当局におかれましては、ごみ屋敷、
また、空き家等のさまざまな問題に対し、市民の声をしっかりと受けとめていただき、これ
らの諸問題を解決するために早期に条例を制定し、ごみ屋敷、また、空き家等の問題、その
実態がつかめないということであろうかと思っておりますけれども、いまだ顕在化をしていないその
実態をつかみ取り、対応するための窓口となる担当課を設置していただき、これらの問題に
対して早急に対処をしていただきますことを切にお願い申し上げます。

次に、2点目の、まるごとまちごとハザードマップの取り組みについてお伺いをさせてい
ただきます。7月に発生をいたしました数十年に一度と言われる西日本豪雨災害により、西
日本各地におきまして200名を超える方々がお亡くなりになり、被災された方々も多くいら
っしゃいます。いまだにその爪跡は深く、復旧は道半ばであります。西日本豪雨災害で亡く
なられた方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様並びにそのご家族
の方々に心よりお見舞いを申し上げますところでございます。

温暖化によりまして気象現象は極端になり、今までにないような豪雨となり、河川は氾濫、
洪水となり、今まで起こったことのないような場所でも土砂災害が発生しました。このよう
な災害は、今後はどの地域でも起こり得る可能性があります。西日本豪雨災害で200名を超
える多くの犠牲者が出ましたが、その原因の1つに、避難すべきときに安全な場所へ逃げな

かったということが挙げられます。では、なぜ逃げなかったのか。水害はなぜ逃げおくれるのか。どうすればよいのか。心理学者の立場から、社会心理学者の確井真史教授がわかりやすくお話をされているので、少し紹介をさせていただきます。それによりますと、災害というパニックはよく話題にされるようではありますが、しかし、実際はパニックは簡単に起きず、人はパニックよりも逃げおくれで命を失うことが多いようでもあります。最悪は、逃げおくれで事態が切迫した中でのパニックです。

次に、水害は逃げおくれが出やすい災害です。このことを火山災害との比較をして述べられております。例えば、火山災害であれば、噴火によって真っ赤な火や高く立ち上がる噴煙、爆発すれば大きな音もします。地震が起きることもあります。地域中の人がかかることもあると。急いで逃げようと思うが、水害は本当に身近に迫らないとわかりにくいものであり、水害は静かに発生し、川の水かさが増しても、まさか堤防が崩れたりしないだろうと感じます。家の中に濁流が入ってきて初めて水害が発生したことを知る人もいます。水害は危機が目前に迫るまで危機感を感じないために、避難がおくれるのです。

最後に、水害から逃げおくれのために積極的な情報収集と、危機的状況になる前に、自分で危険を感じ始めたら行動を起こすことが大切でしょう。災害情報がいつもの確に早めに出ればよいのですが、そうとは限りません。警報を知り、危機感を持っていたとしても、どうすればよいのか、そこから考え始めるとどんどん時間がたってしまいます。水害時にはどうすればよいのか事前に確認をしておきましょう。以上、社会心理学者の確井真史教授の話を紹介させていただきました。この話の中で大切なポイントは、水害の特徴として、水害は静かに発生する。水害は危機が目前に迫るまで危機感を感じない。水害から逃げおくれのためには、積極的な情報収集、自分で危険を感じ始めたら行動を起こす。水害時にはどうすればよいのか事前に確認をすることが大切であるということではなかろうかと思いますが、まずは、特にみずからが生活する地域で、洪水など水害に対しての危険性を実感し、どのように行動すればよいのかをイメージすることが大切であります。

国土交通省水管理・国土保全局が社会資本交付金事業の基幹事業として推進をしているまるごとまちごとハザードマップの取り組みがあります。この取り組みの具体的な概要は、居住する地域を丸ごとハザードマップと見立て、生活空間であるまち中に水防災にかかわる各種情報、想定浸水や避難所の情報等を表示することにより、ハザードマップの周知、認知度の向上及び防災意識の向上につなげることを意図とした取り組みであります。当葛城市におきまして、このまるごとまちごとハザードマップの取り組みは実施をされておられるのかどうかお答えください。

川村副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部長の吉村でございます。ただいまの松林議員の質問にお答えをさせていただきます。

今、議員ご指摘の、国土交通省水管理・国土保全局が推進をしております、まるごとまちごとハザードマップの取り組みということでございますが、本市におきましては、この事業について現在取り組んでいる状況ではございません。

以上です。

川村副議長 松林君。

松林議員 国土交通省のまるごとまちごとハザードマップの取り組みの一連の流れの背景の中で、平成27年9月、関東・東北豪雨災害におきまして、避難のおくれ等により多くの住民が孤立し、約4,300人が救助されるなど、ハザードマップ等の防災情報が十分に認知されていないことが浮き彫りになりました。平成27年の豪雨災害発生時におけるハザードマップの活用状況について、アンケート調査があります。この調査によりますと、全体で516人の方に災害発生時にハザードマップを見ましたかという質問に対して、見ていないと答えた人が482人で全体の94%を占めます。次に、見て確認した人が5%、そして、未回答の人が1%になります。そして、災害発生時にハザードマップを見ていないと答えた482人の人に、日ごろのハザードマップの認知状況を確認しますと、知らないと見たことがないと答えた人が314人で65%を占め、次いで、どこにしまったかわからないが94人、約20%、浸水の程度を事前に把握している、知っていると答えた人が51人で約10%、続いて、未回答23人、5%となっております。つまり、このアンケート調査によりますと、災害発生時にはほとんどハザードマップを活用されることがない。そして、日ごろのハザードマップに対する認知度も低いということになります。

当葛城市におきまして、このように災害が発生したときにハザードマップを認知し、活用できる人が何人いるのか。このハザードマップに対して市民がどの程度周知をして認知をしているのか、わかればお示してください。そして、今後、ハザードマップの活用、認知度向上に向けてどのように取り組んでいくのか。このことについてお答えください。

川村副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 まず1点目でございます。葛城市でハザードマップに対して認知し、活用できる人が何人いるのかというところでございます。過去、平成25年度に葛城市全体を17地区に分類いたしまして、過去に被害を受けた地域ですとか、浸水想定区域を地図上に示したハザードマップを作成いたしております。このハザードマップを各戸に配布させていただいており、一定、周知はさせていただいておりますけれども、認知いただいている人数等につきましては、調査等を行っておりませんので、現在把握はいたしておりません。

また、次の質問に移るわけでございますけれども、ハザードマップの作成、配布から5年が経過しております。内容につきましても、最新の情報への更新ですとか、新たな情報の掲載を含めて、より充実をしたハザードマップとしてまいりたいと考えておるところでございます。また、その周知方法につきましては、当然ながら、広報紙ですとかホームページはもとより、各学校区を単位として実施いたしております地域防災訓練等の際にも周知を図ってまいりたいと考えております。加えまして、葛城市防災士会という組織がございます。葛城市で防災士になっていただいた方を登録して、その90名の方が今、登録をされておられる状況でございますけれども、地域の自主防災訓練等の機会を捉えまして、災害の種類に応じた避難行動ですとか、ハザードマップ等の活用をした防災意識の普及、啓発に努めていただくことで認知度を今後は向上してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

川村副議長 松林君。

松林議員 ハザードマップの活用、認知度に向けて、平成29年、水防法改正により、市町村長が過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として、浸水範囲等を示した地図や浸水深を示した看板により住民へ周知することとなりましたが、当葛城市において、浸水実績等はどの程度把握をしておられますか。

川村副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 当葛城市におきまして、現在把握いたしております過去の浸水実績または浸水想定の情報等につきましては、先ほど答弁の中でお答えをさせていただいております17地区に分割して作成をいたしておりますハザードマップ、それから、防災ガイドマップに記載をすることによりまして、市民の方々に対しまして周知をしているということでございます。今、議員おっしゃっている看板等の表示というような取り組みは、まだ現在実施はいたしておりません。

以上です。

川村副議長 松林君。

松林議員 重ねて伺いたしますが、当葛城市におきまして、現在把握している過去の浸水実績、また、浸水想定の情報等は、今のご答弁では、防災ガイドマップに記載することで市民に対して周知をしていることと、このように受け取りましたが、私たちの生活空間であるまち中に看板等で表示をするような取り組みは、まだ実施をされておられないと、このようにいうことでございますか。

川村副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 議員ご指摘の、まち中におきましての表示ということは、今現在、実施をいたしておりません。

以上です。

川村副議長 松林君。

松林議員 まるごとまちごとハザードマップの取り組みは、実際の生活空間であるまち中に、例えば、過去に発生をした浸水被害を実績浸水深として標識を設置することにより、貴重な体験や教訓を風化させずに生かし、将来起こり得る洪水など災害に対する備えについて改めて考えるきっかけを生むことが期待できる取り組みであります。今後、実施に向けて取り組むことは非常に意義のある大事なことであろうかと思いますが、このことに対する阿古市長のお考えはいかがでしょうか。

川村副議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問にお答えさせていただきます。

最近、非常に災害等多うございます。特に雨の降り方が、何十年に一度という言い方でよく気象情報の中で言われるんですけども、もうそれは何十年に一度ではなくて、ある種、レギュラーという考え方をとるべきであるという認識でおります。その中で浸水等の全国的な被害を見ておりますと、ハザードマップには転記されているんですけども、なかなか目にした

ことがないですとか、確かにここは浸水でどれぐらい浸水するんですよというのが、そのマップには落ちてるんですけども、いや、知りませんでしたとかいう話があります。平成25年、平成26年にかけて配布させていただいたハザードマップ、まず、その精度を今現在の気象条件に合っているのかということも、一つまず精査する必要があるのかなという思いもございませう。その中でまず取り組めることから取り組ませていただきたい。

議員ご指摘の、国交省のまるごとという見える化する部分につきましても、研究課題にさせていただきたいと思ひます。その中で、これはいち早くいろんな取り組みをしないといけませんので、中・四国の災害がありましたときには、ホームページの一番最初に、幾つもクリックしないで1回クリックしたらわかるような形に出すように、また、その当時、生活安全課の方にハザードマップをとりに来ましたという方もございませうので、コピーでも何でもいいからお渡しするよという指示はしたところなんですけども、その見せ方といひますか、例えばの話ですけども、いろんな案をこれから検討させていただくんですけども、公民館のところに拡大したものを張っておくとか、大字の掲示板に張るとか、多分、研究すればいろんな知らせ方はあると思ひます。配布したからそれで全てが完了したということではございませうので、議員ご指摘の意見も参考にさせていただいて、研究課題にさせていただきたいと思ひます。

以上でございませう。

川村副議長 松林君。

松林議員 水害は逃げおくれが出やすい災害であります。水害から逃げおくれがないためには、積極的に情報を収集して、自分で危険を感じたら行動を起こすことが大切であります。そのように行動できるかどうかは、常日ごろから水害に対する危機意識を持っているかどうかが大変なことではなからうかと、このように思ひます。常日ごろの生活空間のまち中に水害に対する危機意識をイメージできるような表示がされていると、改めて水害に対しての防災意識も深まるのではないかと感ずるところであります。どうか、まさかのときに水害から逃げおくれがないために、水害に対する危機意識を更に高めるまるごとまちごとハザードマップの取り組みを実施していただくことを切に要望いたします。

次に、第3点目の、各学校における危機管理マニュアルの手引き改正についてお伺いをいたします。学校における幼児・児童・生徒・学生の安全については、過去に発生した事故や事件、自然災害を踏まえてさまざまな取り組みが行われてきており、平成21年に施行された学校保健安全法は、各学校において、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（以下「危機管理マニュアル」）の策定を義務づけるとともに、地域の関係機関との連携に努めることとしております。

文部科学省では、今までに各学校における危機管理マニュアルの作成の参考資料として、平成14年12月に「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」を作成、平成19年11月には、登下校時の犯罪被害への対応を追記した「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」を作成するとともに、平成24年3月には、東日本大震災の教訓を踏まえた「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」を発表し、各学校・学校設置者におい

では、これらの危機管理マニュアルの参考資料やさまざまな安全上の課題を踏まえて、各学校の実態に応じた危機管理マニュアルの作成と必要に応じた見直しに取り組むようにと求めてまいりました。そして、さらに、今までの参考資料をもとに、近年の学校や児童・生徒を取り巻くさまざまな安全上の課題、「学校事故対応に関する指針」（平成28年3月）、「第2次学校安全の推進に関する計画」（平成29年3月閣議決定）等を踏まえ、大幅に追記して改訂し、平成30年2月14日に、学校の危機管理マニュアル作成手引きの改訂案を公表し、文部科学省は各学校設置者に対して、学校・地域の特性や実情に即した学校独自の危機管理マニュアルの作成、見直しを求めています。今回の危機管理マニュアルの作成、見直しに至るまでの学校独自の危機管理マニュアルの取り組み、その進捗状況についてお伺いをいたします。当葛城市における各学校での危機管理マニュアルの作成状況についてお答えください。

川村副議長 吉川教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 教育委員会の吉川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。ただいまの質問でございます。

危機管理マニュアルの作成状況でございますが、これにつきましては、学校保健安全法の規定に基づきまして、各学校で児童・生徒等の安全を確保するために、危険等の発生時に教職員がとるべき措置の内容や手順を定めた危機管理マニュアルを作成しております。この内容といたしましては、地震や火災、不審者対応などの学校防犯に関するもの、けが、事故や熱中症、食物アレルギー対応などの学校保健、学校給食に関するものを定めております。

以上でございます。

川村副議長 松林君。

松林議員 危機管理マニュアル作成の手引きによりますと、新たな危機事象への対応として、弾道ミサイル発射にかかわる対応、学校への犯罪予告、テロへの対応、インターネット上の犯罪被害への対応、幼稚園等における留意点、特別支援学校等における留意点など、今までにない新たな危機管理マニュアルであります。災害が発生したときに子どもたちがみずから命を守る行動がとれるように、また、教職員の皆様が子どもたちの安全を守るために、状況に応じた的確な行動がとれるかどうかということが大事なことであろうかと思っております。このたび整備をされているマニュアルの活用状況、校内での訓練状況はどうか。そして、また、学校での危機管理の対応状況についての広報活動についてはどのように取り組んでおられるか。この点についてお答えください。

川村副議長 吉川教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 マニュアルの活用状況でございますが、いざ有事の際に適切に判断できるよう、また、適切に行動できるよう、日ごろからの訓練や研修に努めているところでございます。例えば、地震や火災を想定した避難訓練を定期的実施し、発生時に子どもたちがみずからの命を守る行動ができるよう、その能力の養成を行っております。また、教職員には、子どもたちの安全を守るために、状況に応じた的確な判断や行動がとれるよう、ふだんから不審者対応やAEDを含む心肺蘇生法、食物アレルギー対応などの研修を行っている状況でございます。

次に、広報活動についてでございますが、危機管理についてのそれぞれの対応状況について、各学校において学年だよりや学校だより、PTAだより、また、ホームページなどで適宜お知らせをしている状況でございます。

以上でございます。

川村副議長 松林君。

松林議員 今までのご答弁によりますと、学校対応マニュアルについては、各学校、幼稚園の保護者へは文書で周知を図っておられるとのことですが、各学校における危機管理の状況をもっと広く市民に周知することで、保護者だけでなく地域住民の方に対しても安心感を与えることができるのではないかと、このように思いますが、このことに対する教育長のお考えはどうでしょうか。

川村副議長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

大変有意義なご参考意見ありがとうございます。各学校とも子どもの命を守るということで、さまざまな事象が起こるたびに、それに備えて訓練もいたしておりますし、マニュアルも作成しております。保護者の方には可能な限り広報というものをしておりますけれども、議員ご指摘のように、まだ地域の方への広報というものは、大変弱いのではないかなというふうに思います。1つの例なんですけれども、新庄小学校で、学校でやったことをA3、1枚をカラー版でこんなことをしましたということ、公民館とか掲示板とか使って広報をしているという例もございますので、各校によって、さまざまな方法には違いがあると思うんですけれども、学校運営協議会は地域の方も入っていただいておりますので、そこにも諮りまして、さまざまな方向をこれから模索して、可能な限り広めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

川村副議長 松林君。

松林議員 児童を取り巻く環境は日々変化しております。さまざまな危機事象からどのようにして子どもたちを守るのか。学校関係の職員並びに教職員の皆様方の日ごろよりの献身的なご努力に対し、心より感謝を申し上げます。事件、事故、自然災害、また、新たな事象への対応、不測の事態に備え、各学校の実態に応じた万全な危機管理マニュアルの作成、見直しと活用、その周知徹底方を切に要望いたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

川村副議長 松林謙司君の発言を終結いたします。

次に、3番、吉村始君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

3番、吉村始君。

吉村始議員 皆さん、こんにちは。吉村始でございます。ただいま議長の許可を得まして、一般質問をいたします。

まず、このところ台風、そして、地震が起こっておりまして、甚大な被害が出ております。被災された方には心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を願っております。

今回の質問は3つございます。1つ目は、全国中学校サッカー大会開催に向けてであります。2つ目は、公民館分館などの耐震対策についてであります。3つ目は、相撲Wi-Fiのさらなる活用についてであります。この順番で一般質問をいたしたいと存じます。なお、事前の通告一覧における質問の順番を変更しておりますので、どうかご承知おき願います。それでは、よろしくお願いたします。

なお、これからの質問は質問席にて行いたいと存じます。

川村副議長 吉村君。

吉村始議員 それでは、まず、全国中学校サッカー大会の開催に向けてということで質問をさせていただきます。来年8月なんですけど、平成31年度全国中学校体育大会、第50回全国中学校サッカー大会が開催される予定になっておりまして、葛城市の新庄第一健民運動場と新町公園球技場も会場として使用されると聞いております。市内のグラウンドが全国大会の会場となるということを、私、楽しみにしているところでございます。まずは当大会の概要について伺いたいと存じます。

川村副議長 岸本教育部長。

岸本教育部長 教育部長の岸本でございます。ただいまの吉村議員のご質問にお答えさせていただきます。

全国中学校体育大会につきましては、全国を8つのブロックに分けて、毎年ブロックごとで開催されるものでございまして、8年に一度、近畿ブロックで開催されることとなっております。平成31年度の第50回大会夏につきましては、16競技を近畿2府4県に分かれて開催が予定されておりまして、奈良県ではサッカー、新体操、相撲が開催されます。サッカーにつきましては、葛城市のほか、奈良市、橿原市、田原本町の合計4市町で行われる予定でございます。

以上でございます。

川村副議長 吉村君。

吉村始議員 近畿地方では8年ぶりの開催だということであります。葛城市が開催地として受託されたわけですが、まず、その経緯について伺いたいと思います。また、大会はどのように開催される予定なのか、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

川村副議長 岸本教育部長。

岸本教育部長 新庄第一健民運動場並びに新町公園球技場の使用につきましては、平成29年3月に、奈良県中学校体育連盟から打診がございました。また、平成29年11月20日付書面において、借用の依頼がございました。大会会場につきましては、日本中学校体育連盟は、サッカー競技場においては天然芝での開催を希望されておりまして、奈良県内には天然芝会場のサッカー場が少ないということもあり、葛城市に要望があったという経緯でございます。会場としましては全部で8会場を予定されておりますが、奈良県内で全ての会場を天然芝での対応が難しいものでございまして、葛城市の2面と県立橿原公苑陸上競技場、奈良市のならでんフィールドが天然芝、それと、橿原市民運動公園2面と奈良県フットボールセンター2面につきましては、人工芝となっております。

開催期間につきましては、平成31年8月19日から24日までとなっております、そのうち、葛城市では8月20日から23日までの4日間、開催が予定されております。1回戦4試合、2回戦2試合、準々決勝2試合、準決勝2試合の計10試合が両会場での開催ということでございます。

以上でございます。

川村副議長 吉村君。

吉村始議員 葛城市では4日間開催され、合計10試合が行われる予定だということでございます。

さて、開催地として、市として受託をされたわけですが、現在までの市としての取り組みについてお教えいただけますでしょうか。

川村副議長 岸本教育部長。

岸本教育部長 開催地受託後の取り組みといたしまして、昨年11月に奈良県中学校体育連盟サッカー専門部会と会場のしつらえ等の打ち合わせを行っております。内容につきましては、熱中症対策、電源、放送設備、駐車場、立地面等について意見を交わしております。また、先月の8月19日には、今年度、全国中学校サッカー大会会場地の鳥取市の3カ所、6会場を視察してまいりました。また、視察先で奈良県中体連サッカー専門部会の役員とも打ち合わせを行っております。同じく先月、8月30日には、全国中学校サッカー大会打ち合わせ会議があり、県中体連会長、県中体連サッカー専門部、県保健体育課職員、各市施設の職員が集まって、来年度に向けての説明やこれからの課題などの話し合いをしております。その会議の中では、ハード面、また、ソフト面において必要なものをまとめていただき、できるだけ早くご提示いただいた上で、各会場で可能な限り足並みをそろえて、ご要望に応えられるよう協議していきたい旨を伝えております。また、各会場の意見交換も含めまして、今後も打ち合わせ会議はこまめに実施する予定でございます。

以上でございます。

川村副議長 吉村君。

吉村始議員 今年、大会は鳥取市の方で行われているということで、そちらの方の6会場を視察に行かれたということですね。それから、また、会場が葛城市を含めて4市町で行われる予定ということで、ほかの市町と協議して着々と準備をされているというふうに理解いたしました。また、夏、気温がどんどん上がってますので、熱中症対策につきましてもしっかりとお願いをしたいというふうに思っております。

さて、去年の12月議会で、新庄第一健民運動場と新町公園技場を含む新町スポーツゾーンの今後の整備につきまして、当時、和田教育部長だったんですけども、財政面などを考慮しながら、施設ごとの更新の優先順位を設け、補助事業との調整も図りながら工事を実施する予定だと伺いました。また、芝生の張りかえも計画しているというふうに伺っております。全国中学校サッカー大会の開催を機会として、競技場を整備される予定というのはあるでしょうか。

川村副議長 岸本教育部長。

岸本教育部長 第一健民運動場、また、新町公園球技場の整備につきましてでございますが、昨年、

前教育部長の和田が答弁させていただいておりますように、老朽化が進んでいる芝生の張りかえ等の計画はしておりますが、具体的な手法については、ただいま検討中ということでございまして、この大会に向けての大きな改修の予定はございません。しかし、大会終了後も市民の方の使用において、利便性が向上するようなどころについては積極的に協議してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

川村副議長 吉村君。

吉村始議員 先日も私、両グラウンドのピッチの状態を見てまいりました。現状としては、芝生が傷んでるところも見受けられました。今度の全国大会に参加する中学生にとりましては、これまで一生懸命練習をしてきた努力の結果、地域での予選に勝ち上がっての全国大会ということになります。全国から葛城市にきた選手たちが、よい思い出を持って帰ってもらうことを願っております。選手が最高のパフォーマンスを出せるように、ピッチの改修をお願いいたします。それとともに、大会後ずっと利用していくのは葛城市民ですので、市民の利便性が向上するように、あわせてお願いしたいと存じます。

続きまして、公民館分館などの耐震対策について伺いたいと思います。先ほど松林議員が災害について取り上げられて、ハザードマップのことについて聞かれましたが、私は、今度は、公民館分館などが指定緊急避難場所となるということもありまして、その耐震対策について伺います。ここから議長のご了解を得ましたので、ここではパネルを使用したいと存じます。

平成30年7月、私の所属する総務建設常任委員会で視察研修を行いまして、大規模災害の対策について、名古屋市の北側に隣接する愛知県清須市というところにお邪魔しまして、研修を受けました。東海地方は、伊勢湾台風を初め、過去に大きな水害をたびたび経験しておられます。そのため、市民の防災意識、減災意識は非常に高いというふうなことを伺っております。この防災担当職員も非常にやる気のある方で、非常に熱のこもった話を聞かせていただきまして、防災に対する自治体の役割、そういうものを新たにしたところであります。担当の職員の方がおっしゃっていたことで2つ印象に残っていることがありますので、まずご紹介したいと思います。

まず、1つ目なんですけど、災害発生時には、公助というのは行政がやることなんですけど、行政による公助というものには限界があるということなんだそうです。住民みずからが的確な行動をとる自助、そして、地域で助け合って救助活動や避難誘導、避難所運営を行う共助が重要と学びました。いわゆる公助だけでは十分ではない。そして、自分で避難行動をとる自助、そして、みんなで助け合うという共助が必要だというふうに学んでまいりました。もう一つ、自分で助ける自助にもつながることなんですけれども、避難とは、避難所または避難場所に直ちに逃げ込むというふうに私はイメージをしておったんです。何か地震が起こった、さあ避難所に行かなあかんと、そうではなくて、まず、みずからの安全を確保する行動である。こういうふうに学びました。大変勉強になりました。このことをまずご紹介した上で伺いたいと思います。

地域の公民館分館やコミュニティセンターは、災害時に指定緊急避難場所というふうになるということが想定されて、指定されているというふうに聞いております。それと別に、指定避難場所というのも葛城市内で指定されております。まず、この質問の前提といたしまして、指定緊急避難場所と指定避難所の位置づけや役割の違いについてお伺いしたいと思います。また、葛城市内で具体的にどこが指定されているのか。主な場所で結構ですので、その場所と数とをお聞かせいただけたらと思います。

川村副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部長の吉村でございます。ただいまの吉村議員の質問にお答えをさせていただきますと思います。

まず、指定緊急避難場所、それから、指定避難所の位置づけや役割の相違点についてでございます。平成23年発生の東日本大震災を契機といたしまして、平成25年6月に、災害対策基本法が改正をされてございます。そちらで規定をされている位置づけでございます。指定緊急避難場所は、災害による危険が切迫した状況において、住民等が緊急に避難する際の避難先として位置づけられ、指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在でき、また、災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在できるよう指定した施設というふうに位置づけられておるところでございます。

それから、もう一つの質問でございますけども、指定緊急避難場所は、地域の公民館分館ですとかコミュニティセンター等で60カ所、その他、新庄第二健民運動場、屋敷山公園、新町公園球技場、それから當麻健民運動場の4カ所。指定避難所といたしまして、いきいきセンター、ゆうあいステーション、それから、市内各小中学校の体育館、それから、葛城市民体育館等14カ所となっております。

以上です。

川村副議長 吉村君。

吉村始議員 指定緊急避難場所と指定避難所というのは、本当に名前が結構似ててややこしいんですが、指定緊急避難場所の方は、災害による危険が切迫した状況において、住民等が緊急に避難する際の、とりあえずまず行くという避難先というふうなことで位置づけられているということ、よく理解いたしました。

さて、指定緊急避難場所の方について伺いたいと思いますが、例えば、洪水が起きた場合、これを例にしたいと思うのですが、例えば、公民館の分館が指定緊急避難場所に指定されているとします。1つの公民館は高台に立っています。もう一つは川のすぐ近くに立っていますというふうなことで、立地が違います。そのときに同じように逃げていいのか、そうでないのかというふうなこともあろうかと思えます。災害の種類によって、今申しましたように立地が違うわけですが、それぞれの立地によって指定緊急避難場所の公民館等の運用に違いがあるのかどうかお教えいただきたいと思えます。

川村副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 現在、市が指定をいたしております指定緊急避難場所につきましては、それぞれ、地震ですとか洪水、土砂災害といった災害の種類に応じて、避難していただく場所として適切

かどうかというところを検討いたしまして、地域防災計画に定めてございます。地域防災計画の資料編に指定緊急避難場所60カ所それぞれにつきまして、地震、洪水、土砂災害といった災害の種類ごとに対応可能かどうかというところをマル、ペケの記号で表示をさせていただいているところでございます。

以上です。

川村副議長 吉村君。

吉村始議員 市としては、災害の種類ごとにマル、ペケでわかるようにされていると、これが地域防災計画資料編というところにちゃんと表示してあるということですね。

続きまして、指定緊急避難場所に指定されている公民館分館、これの耐震状況について、いよいよ本題ですが、それについてお聞かせいただきたいと思います。

川村副議長 岸本教育部長。

岸本教育部長 教育部長の岸本でございます。ただいまの吉村議員のご質問にお答えさせていただきます。

公民館分館等については、60の分館等が指定緊急避難場所に指定されておりますが、そのうち、昭和56年5月以前の旧耐震基準によるものは15分館でございます。

以上でございます。

川村副議長 吉村君。

吉村始議員 例えば、台風であれば事前に把握をして、早めに避難するということができるかと思いますが、例えば、地震等の災害では、高齢者を初め、市民がみんなすぐに指定避難所に避難できるわけではありません。先にまず指定緊急避難場所に避難せざるを得ないということになってくると思いますが、そのときの耐震というのがやはり気になります。公民館分館等の改修や建替えの際、地元負担はどのようになっているのでしょうか。

川村副議長 岸本教育部長。

岸本教育部長 公民館分館等の修繕、改修、また、新築、建替え等につきましては各大字でお願いしているものでございまして、大字からの修繕または改修の要望がある場合は、葛城市生涯学習事業補助金等交付要綱に基づきまして、対象経費の2分の1以内の補助となります。また、新築や建替えの場合につきましては、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成をご利用いただきまして、助成が決定いたしましたら、事業費のうち、助成額を除いた額の2分の1以内の補助となっております。なお、指定緊急避難場所に指定されております公民館分館等につきましても、ほかの分館同様、各大字の集会やイベント等が主な使用用途であり、管理についても大字をお願いをしているものでございまして、これまでもこの補助要項に基づいて補助を行ってきておりますので、今後もこの運用でお願いしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

川村副議長 吉村君。

吉村始議員 ありがとうございます。先ほど申しましたように、公民館分館については、本来、各大字の行事等で使用するというのがメインですが、それだけでなく、すぐには指定避難所に

行けない住民の指定緊急避難場所としての役割もあると考えます。といたしまして、財源は限られていますし、補助は葛城市の補助要綱というものがあって、それに基づいて行われているということを理解いたしました。今後、もし、市や大字への負担が少ないような有利な財源が出てくるようなことがあれば、大字などへの周知をお願いしたいというふうに思います。

つづきまして、相撲Wi-Fiの更なる活用についてお伺いしたいと思います。この蓮花ちゃんマークの相撲Wi-Fiのステッカーが張ってるところとかあります。これ、インターネットでも見ることはできますが、平成28年春に運用が開始されました公衆無線LANサービス、相撲Wi-Fiの市民への更なる周知と今後の活用促進についてお尋ねをしたいと思います。

さて、ホームページを見ておりますと、相撲Wi-Fiの運用の目的として、まず1つ目に、葛城市民を対象とした通信手段の確保です。2つ目には、観光客の通信手段の確保です。3つ目には、災害時の通信手段の確保というふうにあります。まず、相撲Wi-Fiの運用が開始された経緯についてお伺いをしたいと思います。

川村副議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

葛城市へ多くの観光客に来ていただくために、急速に普及が進んだスマートフォンやタブレットに快適なネット環境を提供し、利便性を図ることが重要と考え、Wi-Fiの整備を必要不可欠なものとして、平成26年、平成27年の2年間事業として順次整備をさせていただきました。また、同時に防災面におきましても、緊急時のネット環境の確保及び避難情報の発信のため、市内の避難所にWi-Fiの整備を行い、相撲Wi-Fiのネーミングにつきましては、相撲の発祥地葛城市をPRするために決められたものでございます。

以上でございます。

川村副議長 吉村君。

吉村始議員 今おっしゃったように、相撲Wi-Fiというのは2年ちょっと前に運用開始されたわけですけども、その時点でのほかの自治体での公衆無線LANサービスの普及率は、どの程度だったのでしょうか。

川村副議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 LANサービスの普及率についてお答えさせていただきたいと思ひます。

事業実施時点での全国自治体のWi-Fi普及率につきましては、総務省の資料では、アクセスポイントの数に多少はありますが、防災拠点として庁舎施設で9%、観光拠点として都市公園は10%等となっております。

以上でございます。

川村副議長 吉村君。

吉村始議員 葛城市は全国的に見ても、結構早いことから先駆けて取り組んでるというふうに理解いたしました。

さて、現在、相撲Wi-Fiに接続できるアクセスポイントは何カ所ありますでしょうか。また、先ほどの質問でご答弁いただいた中で、指定避難所の質問をした際に、葛城市内には14カ所あるというふうにご答弁いただきました。これにも関連いたしますが、現在、いきいきセンターやゆうあいステーションなどが指定避難所となっています。これらの場所へのアクセスポイント、いわゆるWi-Fiにつなぐための機器の設置状況、これについてはどうでしょうか。

川村副議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 それでは、機器の設置状況についてお答えさせていただきたいと思います。

市内には新庄庁舎、當麻庁舎、尺土駅周辺、當麻寺など24カ所のアクセスポイントが設置されております。屋内、屋外合わせて3カ所設置されているゆうあいステーションの例もありますので、施設としては21カ所となります。葛城市民体育館やゆうあいステーションのほか、小中学校が指定避難所となっていて、学校施設を除く6カ所全ての施設にアクセスポイントが設置されております。

以上でございます。

川村副議長 吉村君。

吉村始議員 突然な災害、地震や台風とかで電線が破壊されたりすると、停電というものが発生することが考えられますけれども、対応はされているのでしょうか。

川村副議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 ただいまの停電対応についてお答えさせていただきたいと思います。

災害時には、担当課であります生活安全課の方で災害モードに切りかえると、認証手続き不要で利用できます。停電時は無停電装置でありますUPSにより約3時間稼働します。中でもゆうあいステーションの屋外アクセスポイントにつきましては、太陽光発電とのハイブリッド電源により、約10時間稼働できるようになっております。

以上でございます。

川村副議長 吉村君。

吉村始議員 停電が起きても対応ができてる。特にゆうあいステーションの方は、太陽光発電とのハイブリッド電源で10時間稼働するということですね。さきに申し上げました運用の目的の1つに、3つありました。葛城市民、観光客、災害時というふうにあります、1つ目に、葛城市民の通信手段の確保というふうなことがありました。私どもの方の話で恐縮ですが、市議会ですぐにインターネット中継をやっております。録画配信も始まりました。相撲Wi-Fiのような公衆無線LANサービス運用の意義を、このところ改めて感じるものであります。また、市民の方々からもそういう声をいただいております。本市議会も、先ほど申しましたように、6月から録画中継をやっております。通信料を気にせず行政や議会の情報を入手できるということは、市民の知る権利確保の手段にも通じると考えます。現在の具体的な利用実態についてお教えてください。

川村副議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 ただいまのご質問であります利用実態についてお答えさせていただきたいと思

ます。

相撲W i - F i 整備後のW i - F i をご利用いただきました認証数につきましては、平成28年度が2万8,888件に対しまして、平成29年度が5万216件と2倍弱の伸びで利用者が増加しており、平成30年におきましては更に増加しており、前年同時期より8.4%増加しております。

W i - F i アクセスポイントの場所別認証数につきましては、全部で24カ所のうち、平成28年度は尺土駅周辺が一番多く、5,921件、次に、當麻庁舎が3,995件、次いで当麻寺駅周辺の3,988件となっています。平成29年度につきましては尺土駅周辺が一番多く、9,061件、次に多いのが當麻庁舎の8,933件、次いで新庄健康福祉センターの7,235件となっております。この状況から、観光客を初め、市民の方々に多数ご利用いただいている状況が伺えます。回線は1ギガの光ファイバーで、屋内アクセスポイントでは100人、屋外アクセスポイントでは500人まで同時接続できるものとなっております。

以上でございます。

川村副議長 吉村君。

吉村始議員 現在、相撲W i - F i というのをどのように市民、あるいは観光客の方に周知されているのか。そして、認証の仕方もあわせてお聞かせいただけたらと思います。

川村副議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 ただいまのご質問の、周知方法及び認証方法について報告させていただきます。

相撲W i - F i の周知につきましては、運用開始時より葛城市のホームページに相撲W i - F i の説明と、認証方法として通常時と災害時の両方の説明、そして、設置場所の一覧を掲載しております。また、広報かつらぎでは、運用開始時の平成28年4月号で同様に説明を設け、説明と設置箇所の一覧を掲載して周知してるところでございます。

認証方法は、スマホ等情報端末のW i - F i 設定画面からS S I Dを選択し、認証画面が表示されましたら利用規約を確認し、S S またはメールアドレスで認証いたします。利用可能時間は1回の接続につき30分間ですが、災害時につきましては、相撲W i - F i を選択後に災害時用接続画面に接続され、認証なしで接続ボタンを押すだけで利用できるようになっております。

以上でございます。

川村副議長 吉村君。

吉村始議員 スマートフォンやタブレットなどの機器の操作になれていない市民も多くいらっしゃるかと思います。アクセスポイントが設置されている施設で職員がいらっしゃる場合は、職員の方はどうに対応されているのでしょうか。

川村副議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 ただいまの設置箇所の職員の対応についてお答えさせていただきたいと思います。

葛城市のホームページに相撲W i - F i の説明を掲載してることでもありますので、窓口で認証方法について来場者から聞かれた場合、説明して対応していただいているところでございます。

以上でございます。

川村副議長 吉村君。

吉村始議員 指定避難所につきましては、学校施設を除く6カ所全ての施設に相撲Wi-Fiのアクセスが設置されているということでございます。また、利用者も増加していると伺いました。市民にも認識されているということだと思います。災害時の通信手段として、また、観光客の利便を図るものとして相撲Wi-Fiが整備、運営されておりました、その役割は既に大きいものがあると思います。行政が市民に対して、市政について知る機会や方法をきちんと提供することが大切である。これは言うまでもないことでありますが、私は、その点に関しましても相撲Wi-Fiには役割があると。先ほど申しました、観光客、そして災害時の役割を果たしておりますが、市民についてのその役割も大きくなってきているだろうなというふうに思います。

私は図書館と出版社で働いてまいりましたので、情報をいかに読み手に正しく伝えるかということに、ずっと興味を持ってやっております。情報発信につきましては、書籍、雑誌、新聞やテレビに加えまして、今ではインターネットの影響も極めて大きくなってきております。こういった中で、インターネットの見方がわからないから、あるいは通信料が幾らかかるかわからないから、市政情報を得るのはやめておこうということになれば、市民の知る権利は十分に保障されていることになるのだろうか。私は、そうではないのではないかなというふうに考えます。公共図書館は市民が情報を得るための、近代国家にとってなくてはならない社会施設というふうに言われています。自治体は公共図書館を運営していますが、そのことと同様に、インターネットによる情報収集を自治体が手助けするということは、私は、民主主義の発展を下支えするといいますか、そういう意味のあることだというふうに考えておりますので、今回の質問をいたしました。

以上で私の質問を終了いたします。丁寧なご答弁をいただきましてありがとうございます。

川村副議長 吉村始君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後2時59分

再 開 午後3時15分

吉村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、12番、藤井本浩君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

12番、藤井本浩君。

藤井本議員 それでは、私の一般質問をさせていただきます。本日、初日の最終でございますので、頑張ってまいりたいと、このように思います。

1問目は、奈良県でも今問題にされております、県内小中学校のエアコンの設置についてであります。葛城市は幸いにして早くつけていただいて、今既に小中学校ほぼ100%設置をされているという状況でございます。後を奈良県下の学校が追ってくるという状況でございますけれども、こういった中で、設置をした後、何かが変わったのか、どういう効果があった

のか、成果があったのか。こういったところをお聞きしてまいりたいというふうに思います。県下も注目しているのではないかなというふうに私は思っておりますので、答弁の方、よろしく願いいたします。

2つ目ですけども、災害のお話が多いわけでございますけども、私も災害発生時の避難所での水の確保にということで、今回通告をさせていただいてます。通告は8月29日でございます。それ以降、9月4日には台風21号、また、9月6日には、北海道で大きな北海道胆振東部地震が発生をいたしました。皆様と同じように、心からお見舞いを申し上げたいと思います。ああいう災害現場を見てると、いろいろお話ししたい面というのも新たに出てきたわけでございますけども、今申し上げたとおり29日に通告しておりますので、その部分についてのみお話、また議論を重ねてまいりたいと思います。

質問は質問席でさせていただきます。よろしく願いいたします。

吉村議長 藤井本君。

藤井本議員 それでは、壇上でも申し上げましたように、今年は大変な暑さでございました。少し9月になって秋らしくというんですか、少し暑さは和らいできたところでございますけども、7月なんかは本当にすごい暑さ、35度、36度といったって普通です。40度を超えるとかいう日もございまして、今年記録を更新した年でもございました。そんな中で小中学校の教室に冷房設備がない、奈良県が非常におくれているということが新聞等を初め、いろいろとクローズアップをされました。その後、奈良県荒井知事も、これはつけなくてはならないと、今の県の方の9月議会で補正予算で補助をするというようなことの議論もされるようございます。それ以外にも各市町で来年度に向けて小中学校にエアコンをつけていくというのがこの9月議会、いろんな市町村で議論をされておるところでございます。新聞等を見ますと、これは朝日新聞を例に出させてもらいますけども、県内12市のエアコン設置率というのを載せてありますけども、ほぼ100%は葛城市のみだけでございます。天理市が70%、大和郡山市が30%というようなことも載せられていて、既に完備されているのはこの葛城市だけというところがございます。こういったところでもう2年過ぎたわけでございますけども、先ほど申し上げてるように、どう変わったか、また、成果はどうであったのかというところを今回検証してまいりたいというふうに思います。

文科省でも空調設置による教育環境向上の効果というところで、学力の向上とか集中力の向上、また、保健室の利用の減少とか、それ以外にもいろんな分析をされております。これは、文科省の全体としての分析である。葛城市は本当にどうであったのか。我がまちは1歩先、早く導入していただいたわけでございますので、これの検証をしてまいりたい、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

まず、平成28年度に中学校に設置されました。平成29年度に小学校に設置されました。設置をされてどれだけの日数稼働したのかというところを、運用状況についてお答えをまず求めておきたいと思っております。

吉村議長 吉川教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 教育委員会の吉川でございます。どうぞよろしく願いいたします。ただいま

の藤井本議員のご質問でございます。

平成29年度のエアコンの稼働日数でございますが、中学校につきましては、4月1日から翌年3月31日までの1年間で、夏季の冷房及び冬季の暖房を合わせまして平均160日。うち、冷房は69日の稼働となっております。小学校につきましては2学期からの稼働となっております。8月末から翌年3月31日までの約7カ月間で、これも夏季の冷房及び冬季の暖房を合わせまして平均74日、うち、冷房は16日の稼働となっております。

以上でございます。

吉村議長 藤井本君。

藤井本議員 今、答弁をいただきました。今、問題としようとしているのは冷房の話です。エアコンといった場合、冷房も暖房も入りますけども、冷房の方に特化してお話を進めてまいりたいというふうに思います。中学校で69日稼働したと、こういうことでございます。小学校は16日ですけども、平成29年の夏休みにつけられてるので、1学期は使っていないと、こういうことですね。2学期以降、冷房は16日使ったと。設置するのに非常に費用もかかっています。中学校2校で約1億8,300万円、小学校5校で約ですけども3億6,000万円、小中合計をしまして5億4,460円、こういった子どもたちへの、学校への投資というものをされたわけです。これについては、私は非常に喜んでおります。話は前後してしまうかわからないですけども、平成23年ごろから、この議会の中で少なくとも年に1回はクーラーが必要な暑さですよと、こういうふうに言ってまいりました。そのときのお答えを聞いてると、毎回、当時のアフラックのコマーシャルのように、必要ない、必要ないと、こういう答弁ばかりをいただいてまいりました。平成27年の終わりごろも、最後はアンケートをとってでもやってほしいというふうなことも申し上げたときもございましたけども、結果はアンケートもとらず、つけないということでもございました。当時の山下市長、議会のこの場ではそのように答弁されましたけども、平成27年度の終わりごろからよく5階にも来ていただいて、いろいろ議論もしに来てくれました。そこで決断をされて、平成28年度から中学校、平成29年度に小学校につけていこう。このことについては非常に前市長にも私は感謝もしてる。それを引き継いで、阿古市長も平成29年度から小学校の設置、また、幼稚園に至るまでの設置もいただいたわけでございます。葛城市は本当にもう100%に至った。ここは、私自身も改めて感謝を申し上げておきたいと、このように思います。

そうした葛城市側の理解で子どもたちに投資をしてきた。今、何日稼働したかということですけども、これによる、ランニングコストというのはどれぐらい費用をかけてるのか、わかる範囲でお教えください。

吉村議長 教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 ただいまのランニングコストでございますが、本市の小中学校に設置しておりますエアコンにつきましては、ガスを主な動力源としたものでございまして、このエアコンに係る平成29年度分のガス料金を申し上げますと、中学校2校、1年間分で約130万円、1校平均が約65万円、小学校5校の7カ月分で約165万円、1校平均が約33万円ということになっております。

以上でございます。

吉村議長 藤井本君。

藤井本議員 今、ご答弁の中で、小学校が途中からついておりますので、なかなかランニングコストといっても年間分ではないということで、中学校を取り上げてみますと、中学校2校、1年間分で130万円のランニングコストを要したと、こういうことでございます。これも税金から支払ってるわけです。これから尋ねていこうというのは、先ほど申し上げたようにハード面、クーラーを設置した費用、また、このランニングコスト、このように投資をしておりますが、葛城市の中学生、小学生、子どもたちが、それに本当に応えていただいているのかどうかということをこれから検証してまいる所存でございます。エアコン設置後、授業の状態はどのように変化したか、ご答弁を求めます。

吉村議長 教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 授業の状態でございますけども、各学校共通して、エアコンの稼働により教室内の環境が良好に保たれることによりまして、授業に集中でき、学習活動の能率が上がっているという報告を各学校からいただいている状況でございます。

以上でございます。

吉村議長 藤井本君。

藤井本議員 確かに、今年なんて40度近くになって非常に暑い。本当に集中して勉強ができるのか。人間としてできないやろうというのは推測できます。そんな中で授業に集中できるようになった。先ほど、文科省が出したエアコン設置の効果というところに、学力の向上がありましたということが検証されて、報告をされてます。また、奈良県でも同じように、奈良県の高校に設置をして、導入前、また、その導入後の結果として出されてますけども、これにつきましても同じような学習効果の向上というものが出ておるわけでございます。エアコンを設置してすぐに成績云々というのはなかなか難しいというか、表し方というのは難しいかなと思います。たまたまですけども、教育委員会に井上先生というのがおられて、平成28年と平成29年は新庄中学校の校長先生をされました。平成29年、井上校長先生も退職されました。ちょうど私の子どもが新庄中学にいたもので保護者の1人でもございました。そのとき、井上先生がどのようにおっしゃったかということ、自分の退職に生徒たちがお祝いをしてくれるように受験結果もよかったんやと、高校入試の成果もあったというふうなことをおっしゃってました。具体的にどこどこが何ぼ、こっちがこうやとか学校名までは出されなかったですけども、そういう学習成績にも一定の効果というのは見られたのでしょうか。

吉村議長 教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 ただいま授業の状態をお答えいたしましたけども、学習環境が向上し、集中力の持続が見られ、子どもたちの意識や学習態度にも変容が見られるということは確かであるところでございます。ただいま議員おっしゃいましたように、平成29年度の高校入試においても、大変成績がよかったということは聞き及んでいるところでございます。

以上でございます。

吉村議長 藤井本君。

藤井本議員 1年でそう変わるものでもないやろうし、1年ですぐ結果も出ない。それをまたあらわす方法も少ないやろうと思います。しかし、その成果はあったということは理解をしておかなければならないと思います。

話はちょっとだけずれるんですけども、先ほどから私は何度もこの質問をさせてもらって、また、いろんな町へ訪問をさせていただきました。これは議事録を読んでいただくとわかっていただけるんやろうと思うんですけども、その中で2つぐらいの町だったと思うんですけども、クーラー設置、冷房設置することによって何か変わったですかと質問しますと、確かに学習の態度が変わったとか、いろんなお話もいただきましたけども、共通したのが、スポーツの成績がよくなったと言われる。特に、私は新宮市へ行ったときに、学校の校長先生と話をさせてもらったんですけど、すごい成績になったんですということをおっしゃってました。何ですかと言うと、その理由というのは定かではないし、それが原因なのかどうかもわからない。しかし、余りにも急によくなったと、このようにおっしゃったのが、私自身、強烈に頭、脳裏に残っております。その中で、平成28年度の夏休みに両中学校のエアコンを設置された。9月以降それを稼働させて授業が行われるようになった。聞こえてきたのが、その秋の、これは野球部の話になりますけども、野球部の奈良県全体の決勝戦が、葛城市の白鳳中学と新庄中学が決勝戦になったんやと、市の決勝ではなくて県の決勝が葛城市の2校でやってんと。冷房を入れたから野球が強くなる、バレーが強くなる、そんなことはあり得ない。しかし、その疲れというもので実力が発揮できるというふうに私なりに分析しております。もちろん実力がなくてそういうところへ行かないですけども、その実力というものを出せるか出せないかといったところが左右しているのではないかというふうに思っております。

そこで、今、私は野球だけの話を聞き及んだので例に出しましたけども、クラブ活動についてどのように変わったか。学習と違ってクラブ活動、文化部、また、スポーツ部ありますけども、この辺についてお答えください。

吉村議長 教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 クラブ活動の方でございますけども、議員おっしゃるように、エアコンの設置によるものなのかどうかというのは、なかなか判断しにくいところでございますけども、運動部の活動につきましては、練習をした後のクールダウンに涼しい部屋があることは有効であるということはもちろんであるとともに、室内で活動する部においても、快適な環境で気持ちよく活動が行えるということは間違いのないところでございます。ちなみに、平成29年度に好成績を上げたものを一部紹介させていただきますと、新庄中学校では女子バレーボールが県大会での優勝、バドミントン女子シングルスで県大会で優勝、水泳女子200メートル自由形では大会新記録での優勝などの成績を残しております、その他、剣道、野球、相撲、陸上、書道などで優秀な成績をおさめているところでございます。

また、白鳳中学校では、バドミントンの男女それぞれシングルスで県大会優勝し、全国大会への出場や、陸上の駅伝では、県で区間1位の成績により、奈良県代表として全国都道府県対抗男子駅伝競走大会の中学生区間に出場したり、吹奏楽ではコンクールで金賞を受賞す

るなど、その他、野球、卓球、陸上、水泳、バスケットボール、バレーボール、絵画などで優秀な成績をおさめているところがございます。

また、本年度は、新庄中学校では、陸上男子400メートルでの優勝や、白鳳中学校では、野球で県大会に優勝し、近畿大会への出場、それから、バドミントンでは男子シングルス、女子ダブルスで県大会優勝や、女子団体、女子シングルスでは県大会で優勝し、全国大会に出場するなど優秀な成績をおさめていただいているところがございます。

以上でございます。

吉村議長 藤井本君。

藤井本議員 奈良県で中学校が103校ですか、約100校あるわけです。その中で優勝してるというのは非常にすばらしいことやと思います。おっしゃるように、それが因果関係なんていうのは、それはわからないと思います。しかし、その方が持つてる実力があるから、いい成績が出る。しかし、その実力を出す環境をつくってあげてるところは、私は少し本当に結びつけていかなければならないのかなというふうに思います。

それと、こうして冒頭に申し上げたように、市が予算計上によって設備を充実させ、また、こうやって経費を出していく。これに子どもたちが非常に応えてくれるというふうに私は思っております。ぜひ、教育長、そういった意味も込めて、私は子どもたちにほめておいてあげていただきたいなと、このように思います。

スポーツのことはそれぐらいにして、冷房を入れなかったら暑くていらいらして、いろんな悪い方の影響があると思います。冷房を入れることによって、やはり落ちつく、また、室内の環境がよくなったと、こういうことでございますけども、今度聞くのは、子どもたちの生活態度です。このことについてお伺いしたいと思います。わかりやすい方法として、いじめとか不登校の状況ということについてお答えいただけたらありがたいなと思います。

吉村議長 教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 いじめ、不登校の状況でございますけども、まず、いじめの認知件数については、中学校について、年度によって増減はあるものの、小学校については減少傾向でございます。また、不登校による長期欠席児童・生徒数につきましては、小中学校とも減少傾向でございます。中学校の不登校の状況をもう少し詳しく申し上げますと、平成25年度から平成27年度では、いずれも30人を超えていたものが、平成28年度では22人、平成29年度には17人と減少している状況でございます。

以上でございます。

吉村議長 藤井本君。

藤井本議員 これも非常にいい成績を残していると、こういうことでございます。しかし、一方で、こども・若者センターというのも平成28年度からできました。そこでも頑張っていただいている。それも影響してるのであろうというふうに私は思っております。頑張り頑張り相乗することによって、やはり効果というものもこうやってきちっと出てくるというのが今の状況ではなかろうかというふうに考えておるところでございます。

今までの答弁では、エアコンを設置したことにより、いい効果が見受けられるということ

でございます。児童・生徒、子どもたち、また、保護者、先生方の声というものもお示しいただきたい。このように思います。

吉村議長 教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 学校現場の声ということで聞かせてもらってるものを紹介いたしますと、まず、健康面では、暑さによる体調不良を訴え、保健室に来室する子どもが減ったとか、暑い中では給食を食べるのもしんどそうであったが、エアコン設置後は食べっぷりがよくなったなど、学校生活で重要な子どもの健康や安全面での効果が大きいとの意見であったり、また、精神面では、子どもがいららする場面が減少したとか、けんかが少なくなったなど、精神面での安定も図られているのではないかと意見を聞かせてもらっているところでございます。

また、保護者からは、子どもからクーラーがきいていて気持ちがよいと聞いているとか、他市の友人に話すとうらやましがられる、自慢できるなど、本市の状況を誇りに感じてくださっているような状況でございます。

以上でございます。

吉村議長 藤井本君。

藤井本議員 生の声というものをお聞かせいただいたかなというふうに思います。私、先生方も変わられるやろうと思います。また、事実、先生方からもそういう声をいただいております。暑い中で子どもをしっかりと教えたいという中で、自分もそうだし、子どもたちのことを考えた場合に、環境面というのを変えてほしいという切実な思いもあったでしょう。そんな中で、また、先生にも体力的な限界もございませし、先生の方もやりやすくなったというふうに思います。

それでは、この検証のまとめとして教育長に答弁を求めんですけども、杉澤教育長は3年余り前まで新庄小学校の校長先生もされてました。そのときはついてなかったわけですね。扇風機2台でやっていたと。そのころ議会の中ではいろんな意見というのを交わしてたわけでございます。今こうしてついて、先ほどから申し上げてるように、奈良県では先行しているという状況にあるわけでございますけども、その辺の総括的なところを含めて、教育者の立場と教育行政の立場、両方お持ちでございますので、ご答弁、総括的にお願いをしたいと思っております。

吉村議長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

本当に今年の暑さの中で、こうして葛城市の場合、幼、小、中とつけていただいて、本当に子どもたちのことを考えると大変ありがたいなということでありませし、他市教と教育長が集まる会があるんですが、ほかの教育長は四苦八苦しるんですが、おかげさまで私、涼しい顔をしておりませして、葛城市はいいなということをおっしゃっております。本当にどうもありがたいなというふうに思います。

それで、先ほど職員の意見はということがありましたけど、特に今年は校長の方から大変うれしい声を聞いております。教育長、今年はクーラーをつけていただいて、特に7月がありがたかったと。休み前、7月20日までの1週間ないし10日間が本当に暑かったと。これが去

年のままだったら授業にならなかったやろなという話を聞いております。私、ちなみに、奈良の地方気象台の観測データを調べてみたんですが、去年は、20日前からいきますと平均で28度、29度なんです。ところが今年、14日から20日まで平均で30度を超えております。最高で38度とか、そういうふうな温度でありました。そういう中でも子どもたち、最後の1週間ないし10日は、学校の中で落ちついて有意義にできたということになっておりますので、本当にエアコンをつけていただいたことに感謝をしたいというふうに考えております。

それで、先ほど議員の方から、平成23年ぐらいからエアコンに関してさまざま議会の方で質問していただいたということをお聞きしました。議事録を見せていただくと、平成23年からこんなお話をしていただいたんだなということを感じる一方で、私はこのころ現役の校長でございましたので、現場がどうであったかというお話も少しさせていただきたいと思うんですが、私、平成20年度から新庄北小学校に校長で着任させていただきました。そのころから当時の教育長の方から、学習指導要領が今度かわると。今も次の改訂時期になってるんですが、1つ前の改訂になると、そのときに授業時間数もふえるし、教科もふえる、教科書がすごい量ふえる。これにお前らどういう対応するつもりやということを1年余り検証してまいりました。そして、途中から、大西教育長の方から提案があったのが、創立記念日を授業日にする、そして、1週間を短くすると、こういうふうな提案があって、平成22年から私どもも納得もし、校長が保護者とかスポーツクラブとかに説明しろというようなことを1年間かけてやって、そして、平成23年から創立記念日が授業日になり、平成24年度から26日からの休みになったということでございます。

ここで、1つですけど、休みを短くする、このときに余り保護者の方からは文句は出なかったんです。文句が出たのは教師の方からでした。何で短くするんですか、ほかはそんなことないのということ、文句も出てたんですが、実際、これ、校長で進めてみて、扇風機の中で授業を進めたんですが、幸い8月末になってくると、盆時分はむちゃくちゃ暑いんです。ところが残りの1週間になってくると、ちょっと落ちついてきます。ということで、おかげさまで校長をしている間はどうかもったなど。でも、一番の教育委員会の狙いであった授業数の確保ということに関しましては、多々批判もあったものの覚悟をさせていただいて、現在の葛城市、そこも自慢のできることではないかなというふうに思います。でも、こうして空調も整えていただいた、給食の方も軌道に乗ってきたということで、さまざま教育環境を整えていただいておりますので、このことを全て、これがようになったからすぐという問題ではありません。全ての環境を整える中で、葛城市の子どもたちの学力とか人間力向上に今後も努めてまいりたいと思います。これからもご協力どうぞよろしくお願いいたします。

吉村議長 藤井本君。

藤井本議員 教育長、本音のところのお話をどうもありがとうございました。校長先生も喜んでいただいているというお話もございました。このことについては、私の夢みたいな話をして、次にまいりたいというふうに思います。先ほどから申し上げてるように、おっしゃるように、これがあったからこうなったんやということは決してないと思います。いろんな要因が集まってこの結果が出てるのであろう。しかし、これも1つの大きな要因であろうかと、このよ

うに思っております。また見ておいていただいたらいいですけども、文部省の、これの効果というところに、学力の向上とか体の健康状態の改善とかいろいろ出てまいります。それとは別個に、私が先ほどから申し上げてるように、葛城市の子どもたち、本当にスポーツも含めてクラブ活動で頑張ってるなど。先ほども同じことばかり言ってますけども、やはり奈良県下で非常に頑張ってくれている。

ここで夢みたいな話をするんですけども、小中学校にトップでエアコンをつけたのは葛城市、これは、言われるように自慢してええと思います。しかし、中学校だけを見ると、トップでつけたのは葛城市でなくて五條市です。五條市の教育委員会とも私は話もしましたけども、学校にばらつきがあるのでつけたということのお話もされてました。詳しくは聞かなかったですけども。五條東中学というのがございます。あそこがなぜかしら早くからエアコンが設置されていた。それを機会に、全部つけるんやったらつけようということで、平成24年、平成25年ぐらいに中学校だけをつけたと。小学校はまだつけてませんから、小中学校だけでいくと、奈良県では葛城市の数字が上ですけども、中学校では五條市なんです。五條東中学というのは、何年かは聞いておりませんが、早くからついていた。これは夢みたいな話と思っておいてくれたらいいですけど、今、読売ジャイアンツで4番バッターとして活躍してる岡本和真選手、この人が五條市の生まれで五條東中学を出られています。何が言いたいのかということですけども、私は、葛城市でもそういうふうな子どもが、また、選手が、野球だけではないですよ。こうやって活躍してくれる方ができるように、教育に対する投資というものを惜しまず、これからも市長、お願いしたいなど、このように思っております。この件につきましてはこれで終わって、次にまいりたいと、このように思います。

次は、この通告を出してからでも、台風、地震とか災害が発生している。先ほど避難所の話がございましたけども、私のは災害被災時の避難所での水の確保について、さっきの吉村始議員のお話でいう指定避難所での水の確保と、こういうことについて提案もしながらお伺いをしてまいりたいと思います。

まず、水というものがどうなっているのか上下水道部長にお尋ねしますが、大規模な地震等が発生したと、そのときの配水能力というんですか、水の配水はどういうふうなことが予測されるのか。また、発生時の行動とか計画とかいうことがあれば、お示しいただきたいと思います。

吉村議長 西口上下水道部長。

西口上下水道部長 上下水道部の西口でございます。よろしくお願いたします。

葛城市には新庄浄水場、竹内浄水場、兵家浄水場と3つの浄水場がございます。大規模地震発生時に浄水場施設の損壊、あるいは損壊を免れましても停電等で浄水機能が停止することが想定できます。各浄水場には、連携して配水タンク、配水池といます。寺口受配水池、平岡受配水池、竹内受配水池、兵家配水池があり、寺口受配水池の一部を除き、耐震性を備えております。震度5強の地震が発生し、配水管が断裂し、大規模な漏水が起こった場合には、緊急遮断弁が作動しまして、配水池の満水時で最大9,500トンの水道水を確保することができます。配水池の水道水は、配水池の敷地内で応急給水栓を設置し給水すること、ある

いは給水車で避難所等の給水拠点への配送、あるいは災害用の給水袋に水を詰めまして、トラック等で各所に配水することもできます。また、市内には3カ所、県営水道の耐震性を有する送水管に応急給水栓が設置できる設備を有しております、給水拠点として活用できるようになっております。また、新たな対策といたしまして、今年度より3カ年度事業として、指定避難所等に40トンの耐震性緊急貯留槽を設置する計画を進めております。本年度は設計業務を行っており、平成31年度に1基、平成32年度にもう1基を設置する計画で、今後も必要箇所について設置を検討する予定をしております。

以上でございます。

吉村議長 藤井本君。

藤井本議員 災害時の水の確保ということで、今は全市的なお話、水の配水という立場から、また、管理者としてのお話をいただきました。今回、避難所での確保ということについて、私なりのご提案、また、質問をさせてもらいたいというふうに思います。

今ありましたように、平成31年度、平成32年度に、災害時に使うということでのためるというんですか、そういう40トンの貯留槽を2カ所つくと、こういうお話でございました。これに似たお話をこれからさせていただきたいと、このように思うわけでございますけども、小中学校は全て指定避難所になってるわけで、ここの水についてお話をさせてもらいたいですけども、全ての学校に貯水槽というのがあるわけですね。普通の一般のおうちなら、市の配水管から水道を引いて、そこから水が出るわけですけど、こういう大きいところでは、例えば学校なんかだと、使うときというのは一遍に使いますから、まず一旦は貯水槽をためておく。貯水槽の中には、受けるとこの受水槽と、それと、学校なんかでいう上の高架水槽、こういうものでためておく水というのがございます。高架水槽があるところは、古い建物は全て高架水槽があるかと思えます。上から水は自然に流れますから、これはこれでいいわけですけども、下で受けてる受水槽でこういった水を使えないものかなというふうに私は提案をさせていただきたいと思えます。

今、上下水道部長から、こういう設備を新たにするんだということがございましたけども、小中学校の指定避難所があります。大きな地震が起きました。今のお話でいくと、震度5強になると配水管をストップしてしまうわけですね。そうなってくると、使える部分というのが、その貯水槽にたまったものが使えるであろう。これは、避難所に来られてる方にも使っていただけるであろうかと、このように思うわけでございますけども、ちょっとわかりにくいかわからないですけども、こういった検討というのはできないものかどうか。じゃあ、今そのために40トンのそういった水槽というものを新たに平成31年度に1基、平成32年度に2基つくと、こういう説明がございました。それでは、小中学校の受水槽及び貯水槽、こういった関係、各学校はどのようになっているか。これは教育委員会の方でお尋ねをしたいと思えます。よろしく願いいたします。

吉村議長 吉川教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 教育委員会の吉川でございます。ただいまのご質問でございます。

市内各小中学校の受水槽の状況についてお答えさせていただきます。まず、新庄小学校で

すが、地上式の20トンの受水槽が1基、屋上に10トンの高架水槽が1基ございます。次に、忍海小学校でございますが、地上式の18トンの受水槽が1基ということでございます。次に、新庄北小学校でございますが、屋上に6トンの高架水槽が1基ございます。次に、磐城小学校でございますが、屋上に8.5トンの高架受水槽が1基ということでございます。次に、當麻小学校ですが、地上式の25トンの受水槽が1基と、屋上に7.5トンの高架受水槽が1基ございます。次に、新庄中学校ですが、屋上に18トンの高架受水槽が1基、最後に白鳳中学校でございますが、屋上に12トンの高架受水槽がございまして。これらはいずれも地震対策を施した耐震構造のものとなっております。

以上でございます。

吉村議長 藤井本君。

藤井本議員 私が言おうとしてるのは、避難所にこれだけ水がたまってるものがあるわけですね。だから、簡単に言うと、あるものを使ったらどうやということなんです。今のこの現状の中で、例えば、上下水道部長がお答えいただいた方が、水のことやからわかりやすいのかわからないですけども、今の状況の中で、例えば、地上にある受水槽、これ、清掃するときに水を下からば一つと出すということはあるけども、一般に何らかのときに使うということはあるのか、できないのかをお尋ねしたいと思います。私としては、それが使えるように、地上式の受水槽に蛇口でもつけて、こういう避難時と言っていいのか、そういったときに使えるようにしたいと思うんですけども、今の状況でそうやって使えるのか、使えないのかということをお尋ねしたいというふうに思います。

吉村議長 上下水道部長。

西口上下水道部長 上下水道部、西口です。

今のこの低地受水槽につきましては、災害時に停電になりますと、ポンプにより蛇口まで圧送しておりますので、停電時には水は出ないということになります。ただ、ドレンといたしまして、受水槽には底の方に水を排出する口がついておりますので、そこに何らかの加工をして蛇口をつけますと、停電時でも利用は可能かと思っております。

以上です。

吉村議長 藤井本君。

藤井本議員 非常にものがないのでわかりにくいわけですけども、学校等で水がたまってるものがある。これを今使うにしたって、何かあったときに避難所として人が来ても、それを使いにくいとか、使えない。掃除するときに水を下からば一つと出すことはできるけども、それを使用することはできない。これに加工すると、一定の蛇口をつけたり、また、地震のとき遮断弁というのをつけなくてはならないそうでございますけども、そういったことを施すことによって新たなものをつくると、これも、これは大事だと思います。しかし、経費的にも非常に安くつくであろうかというふうに思うわけですけども、このことを私自身、提案をさせてもらいたいというふうに思います。

前後しますけども、平成31年度と平成32年度にそういった災害用の水をためておくところ、これ、幾らぐらいの工事費用がかかるのかということ、私が今言おうとしてる、あるものを

使う、小中学校にある受水槽、貯水槽、それを使う。皆さんよくご存じの、学校の上に乗ってるやつは、これは上から下へ水は自然に流れますから、これはいいんですけども、新しいのは皆、地上にあるわけですね。それと、今つくろうとしている貯留槽、私は機能的に一緒やと思うんですけども、機能的にどう違うのか、以上2点について教えていただきたいと思っています。

吉村議長 上下水道部長。

西口上下水道部長 まず、費用の面から答弁させていただきますと、今、設計中ではっきりした金額は出てないのですが、概算として一応、1基当たり4,000万円から5,000万円の工事費用を見込んでおります。議員仰せの、低地受水槽の改造費ですが、これにつきましては、これもまだ見積もりも出してないんですけども、1基当たり数十万円で済むのではないかと思います。機能的にはやはり頑丈さといいますのか、容量もそうなんですけども、今設置予定の耐震性緊急貯留槽が能力的には上回っていると考えております。

以上でございます。

吉村議長 藤井本君。

藤井本議員 4,000万円かけてそれをつくって、私はそれはそれでまた、災害というのはどんな災害が来るかわからないから、これは大事なことで、それをだめやと言ってるのではないです。しかし、あるものも使ったらどうですかと、このように私は考えております。もちろん点検整備も必要であるでしょう。しかし、避難所と言われてるところに水のたまってるものがあるのであればこれを使ったらいいと思います。ここに目を付けるということは大事であろうかというふうに思います。今のお話からいくと、地震や台風のとくというものは学校はお休みになってるやろうと思います。例えば、そういうときにはなくて、突然に停電をしたと。停電をすると、高架水槽のある学校は当面は大丈夫でしょうけども、1階に受水槽があって、そこから上げている、電気で加圧で上へ持っていく施設はトイレが使えない。話がずれるかわかりませんが、こういう心配というのがありますよね。

吉村議長 上下水道部長。

西口上下水道部長 ただいま議員仰せのとおり、先ほども答弁させていただいたんですが、学校とか、あるいは集合住宅、飲食店もそうなんですけども、低地受水槽は停電いたしますと、ポンプによってトイレ等、蛇口にも圧送しておりますので、水は出ないということになります。

以上でございます。

吉村議長 藤井本君。

藤井本議員 そんなことから言えば、いろんなことを考えたときに、学校が休みのときはええけど、学校での水の確保というのは真剣に考えておかないと、トイレが使えないようになりますよ。上に乗ってる高架式はいいけども、どこの学校が危ないですよと言うと、また問題が起きたらだめなので言わないですけども、そういったことを真剣に考えていただきたいと、このように思います。

今回、避難所での水の確保ということで、生活用水、飲み水というのは、案外ペットボトルとかあるし、いろんなところから支給をされる。2、3日たつと持ってきていただくと、

こういうのが見ていると一般的な流れかなというふうに思います。しかし、初めの3日間、これは大変なことになります。ぜひとも考えてほしいんですけども、避難所等を管轄になります総務部長にお尋ねをしたいというふうに思います。まず、今考えていること、こういうことが可能なかどうかというのと、先ほども出てました指定避難所、ゆうあいステーションとかいきいきセンターとか屋敷山の体育館というようなお話も出てましたけども、その辺の状況がどうなっているのか、簡単に結構でございます。お示しをいただきたいと思います。

吉村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部長の吉村でございます。ただいまの藤井本議員の質問にお答えしたいと思えます。

まず、教育委員会所管の施設以外の施設でございます。いきいきセンターとゆうあいステーションがございますけども、ゆうあいステーションには100トンの受水槽がございます。いきいきセンターでございますけども、こちらは、浴場用の水槽といたしまして3トンの容量のものがございます。指定避難所全般の生活水の確保という方向性での質問でございますので、私の方から答弁をさせていただきますけども、議員もおっしゃってるように、災害の種類や程度によってさまざまな対応を検討する必要があるというふうに考えておるところでございます。発災時に生活に最低限必要なトイレにつきましては、災害協定等によりまして簡易トイレ等、できるだけ早く配備することを想定しておるところでございます。ただ、その配備までの間ですとか、下水道が被害を受けておらず、水道が停止している場合、こういった場合には、水の確保として有効な手段であるというふうに思います。その活用について、今後検討を関係部署等とも連携を図りながら行ってまいりたいと考えております。

以上です。

吉村議長 藤井本君。

藤井本議員 前向きなお答えをいただいてありがとうございます。本当にあるものを使っていこうというご提案をさせていただいております。私は、生活水の確保ということで質問をしたわけですが、これはトイレ大変だと感じています。今たまたまですけども、9月4日の台風で、葛城市も被害に遭われましたけども、大阪の方では、藤井寺市やっと思います。電柱がたくさん倒れて停電になってるねんと、私の方に連絡がございました。停電になってるから冷蔵庫が使えなくて大変やろうと言いますと、冷蔵庫と違う、トイレやねんと、マンションに住んでるからと、こういうお話でございました。ぜひとも、水の大切さというものを考えていただきたいというふうに思います。また、避難所というのと学校というのを兼ね備えてますから、ここのところ、教育長、もう一度教育委員会でも委員会の中でも話をさせていただきたい。そこのところをお願いしたいというふうに思います。

最後に、こういった災害、今後についての防災に、これから力を入れていくとおっしゃってる市長に、この件について、災害が今、起こったすぐでございます。今、私が申し上げることをぜひとも検討していただきたいわけでございますけども、総括的に市長のご所見を求めておきます。

吉村議長 阿古市長。

阿古市長 昨今の災害を見ておりますと、非常に際立った避難所等の状況が伝えられております。その災害の種類によって、使うべき避難所等もいろいろでございますが、議員ご指摘の、震災といえますか、地震の方の災害についてのみお答えさせていただきますと、まず、臨機応変の対応が求められると思います。まず、被災した現場がどの程度であるのか。それと、ライフラインとして何が残っているのかということが非常に大きな問題であると思います。過日の大阪北部地震では、幸いなことに電気が残っておりました。あとの水道ですとかガスとかがライフラインとして活用できない中で、電気が残ったということは非常に大きな初期対応の重大な要因になったと思います。

葛城市におきまして、ご指摘いただきました件でございますが、2カ月ほど前に、昨今の災害を見まして、本年度から災害に強い葛城市という項目を大きな柱の1つに入れさせていただきましたが、次年度につきましては、それを最上位に上げるようにという指示をいたしました。その結果、水道部から上がってきたのが、平成31年度、平成32年度で整備する40トンの貯水槽の話でございます。これは、各部に同じように発しておりますので、次年度について考えるべき案件は各部から上がってくるように段取りしております。

それと、今ご指摘いただきましたが、学校の高架水槽はもちろんのこと、受水槽の使い方も検討していく必要があるという認識でおります。ただ、生活用水に限りますと、下水道が使えるのか、使えないのかということが大きな問題になると思います。その中で、各学校にはプールがございます。大体8コースございますので、8メートル、長さが25メートル、水深1メートルとしますと、約200トンの水が生活用水として使える可能性があるという認識でおります。電気等は非常電源が整備されない中であれば、例えば、ガソリンを燃料とした発電機を利用する考え方もありますし、その場合、場合によって、全ての使えるものは使っていくという対応の仕方を考えていくべきであると思っております。

学校につきましては、高架水槽につきましては、今年度、実は耐震補強をしておる次第でございます。災害に対しましてさまざまな対応を考えていかなければなりません。当然のことながら、ライフラインが何が残るのかということも頭の中で想定した中で、当然、使えないときには使えるものを使っていくという考え方であります。ただ、学校施設に限りますと、被災したその状況にもよるのですが、例えば、夏休みですとか、ある一定の休みの期間以外で子どもたちが授業にどうかかわっていくのかということも頭の中には入れておかないといけないのかなという思いでございます。議員のご指摘を参考にさせていただきますと、最大限その対応に努めさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

吉村議長 藤井本君。

藤井本議員 考えていただいている方向は市長と一緒にというよりも、全体と一緒にであろうというふうに思います。備えあれば憂いなしで、どういうことが起こるかわからない。皆わかってないと思います。地震ではなくて、停電になるとトイレが使えなくなる。これだけでも認識をしていただく、その対応策を考えていただくということが今後の私なりの課題であろうかというふうに思います。市長は前向きなご検討をいただいたんですけども、生活用水といった場

合、トイレの話ばかりしたから、プールの水でトイレはいけるやんかと、それもそうかも
しれないけど、そういうのを流すのがええのかどうか、私も専門的知識はないです。しかし、
生活用水というのは、洗濯もせなあかんし、お風呂も入らなあかんのが生活用水でございま
す。プールの水というのが、それは夏場使ってるときは確かに、もしかしたらそれでもいけ
るのかわからないですけども、いろんな季節もございます。ぜひともお願いでございますの
で、あるものを使うというところを、ぜひとも前向きにご検討をいただいて、阿古市長がこ
ないしてくれはったから、これ、間に合うてんというふうには、1問目で私はクーラーの話
をしましたけども、阿古市長には幼稚園にエアコンもつけていただいた。これがあつたから今
年の夏は乗り切れたと言えるような、こういうまちが我々の目指す葛城市ではあろうかと思
います。同じような認識を持って進んでいただくことをお願いして、これで私の一般質問を
終わらせていただきます。

以上でございます。

吉村議長 藤井本浩君の発言を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませ
んか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、あす11日午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後4時15分